第５章　乗車券類の様式

第１節　通　則

（乗車券類の表示事項）

第183条　乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

(1)　旅客運賃・料金額

(2)　有効区間

(3)　有効期間

(4)　発売日付

(5)　発売箇所名

２　前項第３号及び第４号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。

３　次の各号に掲げる乗車券類にあつては、第１項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

(1)　臨時に発売する乗車券類

(2)　その他特殊の乗車券類

（この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等）

第184条　この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、又は入鋏する等の方法によつて補うものとする。

２　乗車券類の様式は、必要によつて、次の各号に定めるところにより変更することがある。

(1)　前条第１項に規定する表示事項

イ　表示事項の一部の裏面表示

ロ　表示事項の配列の変更

(2)　前号以外の様式

イ　乗車券類の寸法の変更

ロ　表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更

ハ　表示事項の一部の省略又は追加

３　乗車券類の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。

４　小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもつて印刷する。

(1)　小児用の乗車券類　　「小」

(2)　学生割引用の乗車券（通学定期乗車券を除く。）

イ　旅客鉄道会社線について割引となるもの　　「学」

ロ　旅客鉄道会社以外の会社線（以下「連絡会社線」という。）について割引となるもの　「社学」

(3)　往復割引用の乗車券　　復割

(4)　割引用の通学定期乗車券

イ　第103条第１号の規定によるもの　　「小中」

ロ　第103条第２号の規定によるもの　　「高」

(5)　特別車両定期乗車券　　「G」

5　普通乗車券と急行券、普通乗車券と特別車両券（急行・特別車両券を含む。）、普通乗車券と寝台券（急行・寝台券を含む。）及び普通乗車券と座席指定券（急行・座席指定券を含む。）とは、それぞれ１枚（連続して１枚としたものを含む。）のものとすることがある。

6　新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券又は特別車両券については、新幹線の特別急行券又は特別車両券と新幹線以外の線区に対する特別急行券又は特別車両券を１枚のものとすることがある。また、普通乗車券と当該特別急行券又は特別車両券とは１枚のものとすることがある。

7　新幹線ののぞみ号等以外の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券とのぞみ号等に乗車する場合（のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合を含む。）に発売する特定特急券は、共用のものとすることがある。

8　新幹線の特別急行列車に乗車する場合の自由席特急券又は特定特急券については、東京発着となるものと品川発着となるものを共用のものとすることがある。

第185条　削除

（字模様の印刷）

第186条　この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次に掲げる字模様を印刷する。

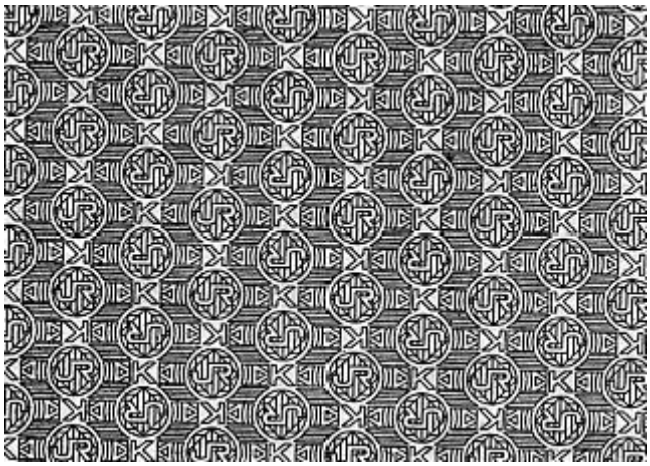

（乗車券類の駅名等の表示方）

第187条　乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

(1)　乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従つて表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

(2)　大都市近郊区間内各駅相互発着及び発着区間の営業キロが片道100キロメートル以下の乗車券にあつては、発駅名及び着駅名を略図をもつて、また、着駅名を金額をもつて表示することがある。

(3)　第86条及び第87条の規定により旅客運賃を計算する場合の乗車券の駅名は、次の例により表示

する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の行程・料金欄の発駅及び着駅については、実際に乗降する駅名を表示する。

（例）

	（和文）	（英文）
第86条の場合	東京都区内	TŌKYŌ WARD AREA
	横浜市内・川崎・鶴見線内	YOKOHAMA CITY ZONE
	「横浜市内・川崎」又は「横浜市内」と表示することがある。	
	大阪市内	ŌSAKA CITY ZONE
	「大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び放出加美北駅を含む。）」と表示することがある。	
	神戸市内	KŌBE CITY ZONE
	「神戸市内（道場駅を除く。）」と表示することがある。	
	広島市内	HIROSHIMA CITY ZONE
	「広島市内（海田市駅・向洋駅を含む。）」と表示することがある。	
	福岡市内	FUKUOKA CITY ZONE
	「福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）」と表示することがある。	
第87条の場合	東京山手線内	TŌKYŌ LOOP ZONE

(4)　前号本文の規定による駅名の表示は、特別補充券等にあつては「都区内」又は「赤羽」の例により簡記し、又は略図をもつて表示することがある。

(5)　一般式常備片道乗車券、常備往復乗車券及び常備急行券（指定急行券を除く。）にあつては、

旅客運賃又は急行料金が２駅以上の着駅又は下車駅に対して同額となる場合は、当該２駅以上を共通の着駅又は下車駅として表示することがある。この場合、着駅名（常備往復乗車券の復片にあつては発駅名）は、「弁天島・新居町ゆき」、「新居町・弁天島から」、「八幡・門司間ゆき」、「門司・八幡間から」、「高崎・本庄丹荘間ゆき」又は「丹荘・本庄・高崎間から」の例により、また、下車駅名は「岐阜羽島・名古屋」又は「新神戸・京都間」の例により表示する。

(6)　第88条の規定により旅客運賃を計算する場合の乗車券の駅名の表示方は、「新大阪・大阪から」、「大阪・新大阪ゆき」の例により表示する。

(7)　第184条第８項の規定により発売する場合の特別急行券の駅名は「東京・品川」の例により表示する。

(8)　乗車券類の表示事項は、英文と併記することがある。この場合、着駅名は「甲府ゆき（TO KŌFU）」、発着駅名は「東京（TŌKYŌ）←→横浜（YOKOHAMA）」の例により表示する。

(9)　第57条の２の規定による場合の急行券の標記は「急行券（乗継）」の例により表示する。

(10)　第57条の３第２項第１号の規定による場合の特別急行券の標記は、「Ｂ自由席特急券」の例により「Ｂ」を冠記して表示する。

(11)　第57条第１項第１号イの(ニ)の規定による場合の指定席特急券の標記は、「特急券（座席未指定）」の例により表示する。

（旅客運賃・料金の割引等に対する表示）

第188条　旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第８号に規定する記号については裏面）に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第８号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

(1)　旅客運賃・料金を割引するもの

イ　第92条及び第107条第２号の規定による学生割引

(ｲ)　旅客鉄道会社線について割引となるもの

(ﾛ)　連絡会社線について割引となるもの

ロ　第93条の規定による被救護者割引

(ｲ)　被救護者用

(ﾛ)　付添人用

ハ　第94条の規定による往復割引

ニ　第74条の３の規定による臨時特殊割引

(ｲ)　割引率の明らかなもの

(ﾛ)　旅客鉄道会社線と連絡会社線との割引率が異なるもの又はそのいずれか一方に割引の適用がないもの

(ﾊ)　(ｲ)及び(ﾛ)以外のもの

ホ　第103条各号及び第104条各号の規定による定期割引

(ｲ)　第103条第１号及び第104条第１号並びに第２号の規定によるもの

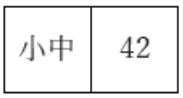

(ﾛ)　第103条第２号及び第104条第３号の規定によるもの

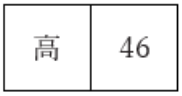

ヘ　第107条第１号の規定による学生割引

(2)　大人用又は大人小児用の乗車券を小児用とするもの

イ　大人用の乗車券を小児用に代用するもの及び大人小児用の普通回数乗車券を小児に発売するもの

小

ロ　乗車券類発売機用の大人小児用の乗車券を小児用とするもの

(3)　旅客運賃・料金を後払とするもの

後払

(4)　消費税が免除されるもの

免税
TAX
EXPTD.

(5)　再交付するもの

再

(6)　期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継続

(7)　普通乗車券、急行券又は特別車両券で有効期間の開始日又は乗車日を発売日後の日とするもの

月　日から有効　　**ただし、表面に表示しがたいときは裏面に表示し、表面には「前」と表示する。**

(8)　使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

「証第　号」又は「証第　　号」

(9)　片道乗車券２枚を発行し、往復乗車券に代用するもの

ゆ　き	か　え　り
有効期間は、片道の２倍です。	有効期間は、片道の２倍です。

(10)　第57条の２又は第61条の２の規定により証明をする乗車券、急行券及び座席指定券に対するもの

乗　継

(11)　第57条の５第１項の規定により発売する急行券に対するもの

イ　第57条の５第１項本文の規定に該当するもの

遅れ承知
遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。

ロ　第57条の５第１項後段の規定に該当するもの

遅れ承知（割引）
遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。

２　常備式の乗車券類に前項第１号、第４号及び第11号ロに規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。

第２節　乗車券の様式

第１款　普通乗車券の様式

（常備片道乗車券の様式）

第 189 条　常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　一般式大人小児用

イ　一般用

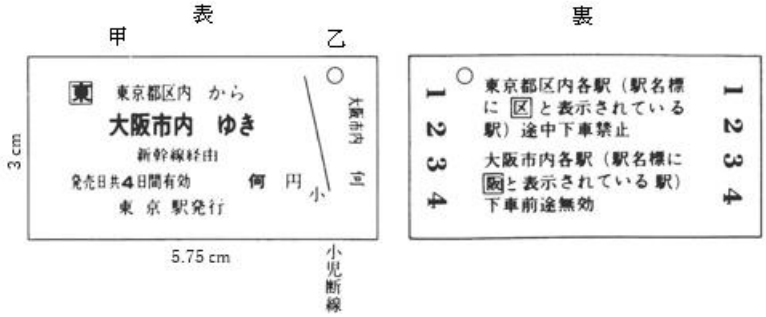

ロ　乗車券類発売機用

(2)　矢印式大人小児用

イ　一般用

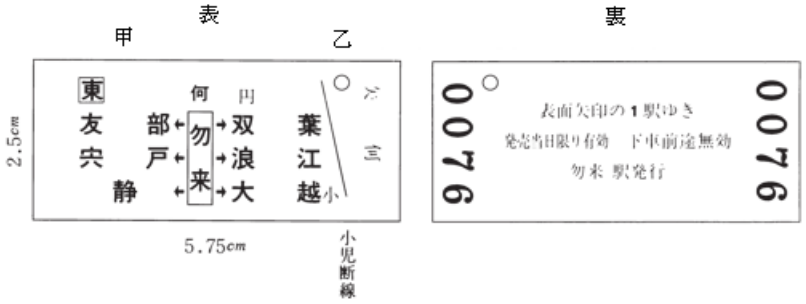

ロ　乗車券類発売機用

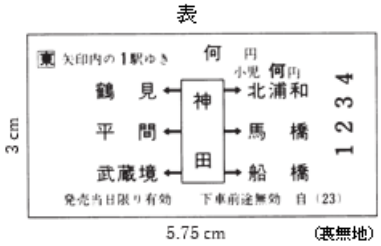

(3)　地図式

イ　一般用

大人用・小児用

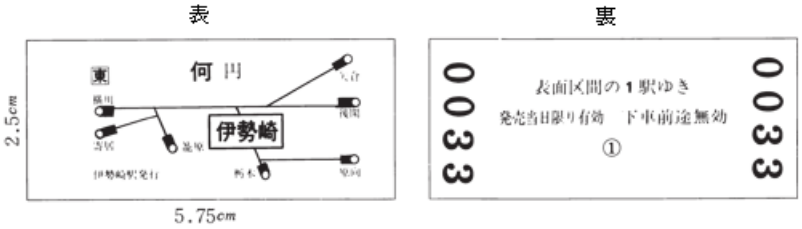

備考　必要により「 東 」を券面裏面の左方上部に表示することがある。

ロ　乗車券類発売機用

大人小児用

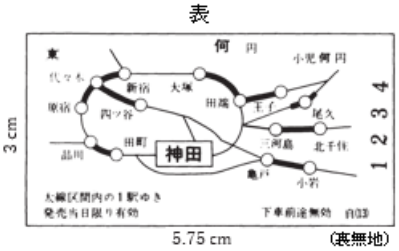

(4)　相互式大人小児用

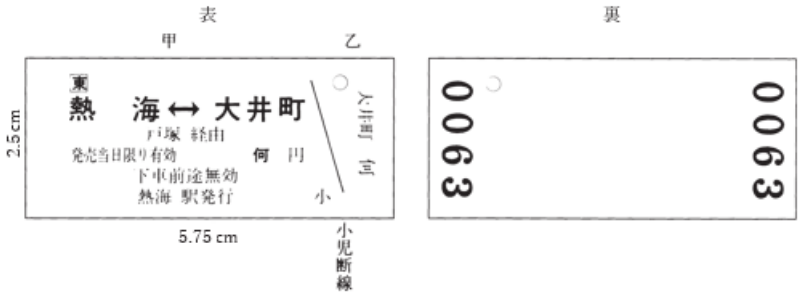

(5)　金額式

イ　一般用

大人小児用

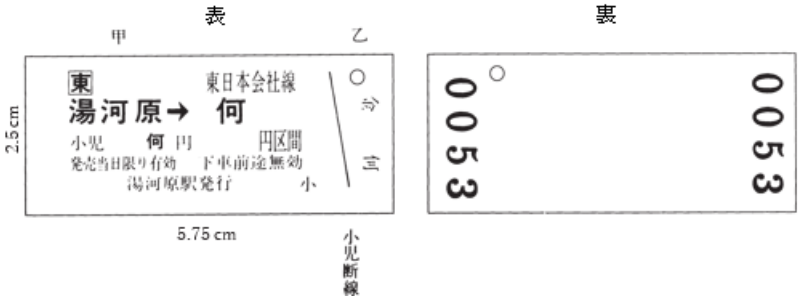

備考 必要により「東日本会社線」を「函南経由」の例により表示することがある。

ロ　乗車券類発売機用

大人用・小児用

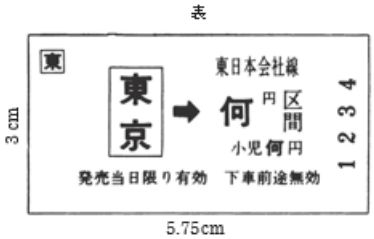

備考　必要により「東日本会社線」を「函南経由」の例により表示することがある。

（準常備片道乗車券の様式）

第 190 条　準常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　着駅準常備式大人小児用

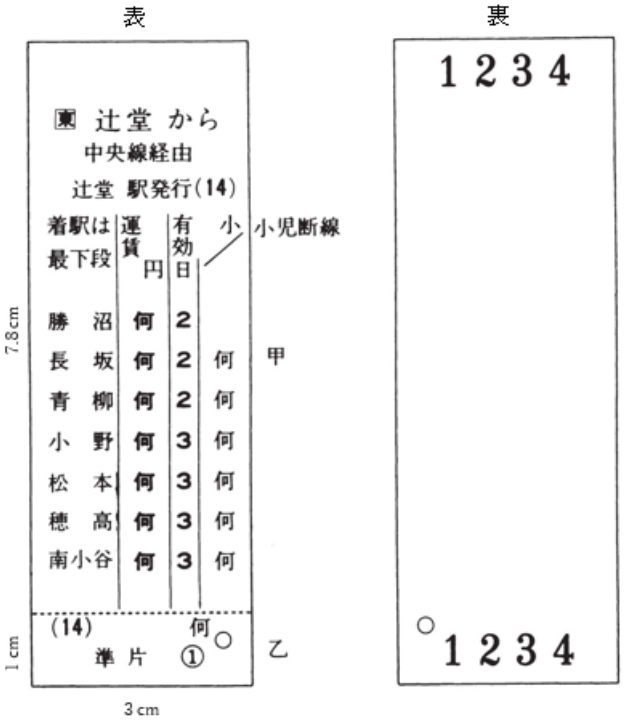

(2)　発駅準常備式大人小児用

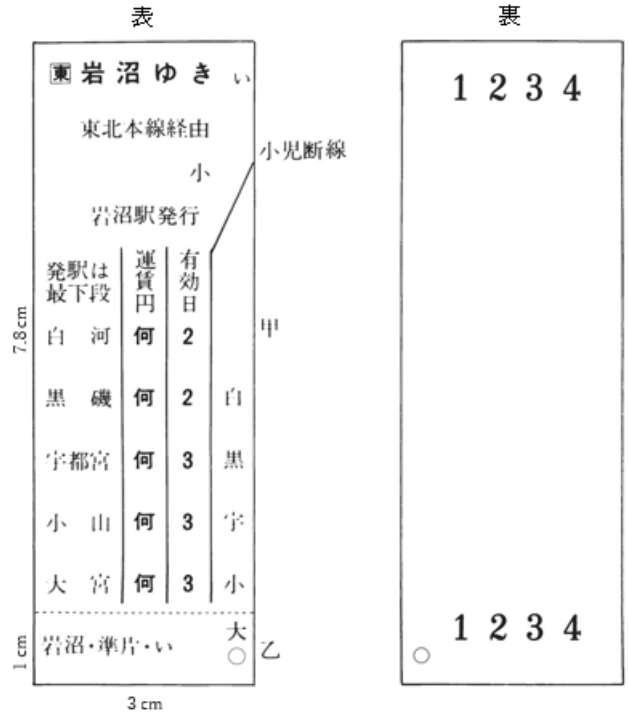

（補充片道乗車券の様式）

第 191 条　補充片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

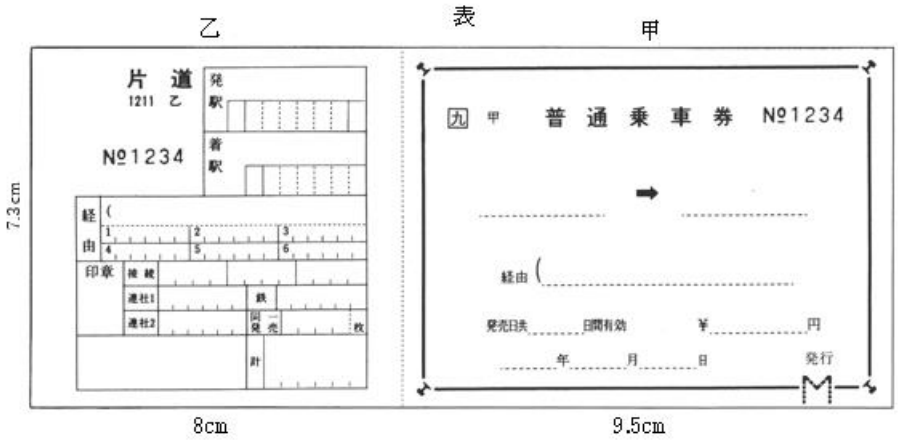

裏

発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。

なお、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、大阪市内と表示されている場合は南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。

（車内片道乗車券の様式）

第 192 条　車内片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　金額入鋏式大人小児用

表

乙 冊 0759−02

西　片 道 乗 車 券

明石車掌区乗務員発行

日付										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31

発駅		着駅・運賃			
加古川	新西脇	（入鋏の旅客鉄道会社線運賃区間まで有効です。）			
日岡	比延				
神野	黒田庄	大人		小児	
厄神	本黒田	何円		何円	
市場	船町口	何円		何円	
小野町	久下村	何円		何円	
粟生	谷川	何円		何円	
河合西		何円		何円	
青野ヶ原		何円		何円	
社町		何円		何円	
滝野		何円		何円	
滝		何円		何円	
西脇市		（記事）			

・発売当日限り有効　・下車前途無効

×　　×

16.5cm　1.5cm　7cm

（裏無地）

(2)　駅名入鋏式大人小児用

表

東 冊 No. 1000　　№0002

・上総松丘	・平山	・俵田	・小櫃	・下郡	・東横田	・上総清川	発駅／着駅	月	
								1	7
								2	8
								3	9
何	何	何	何	何	何	何	上総亀山・	4	10
一	何	何	何	何	何	何	上総松丘・	5	11
何	一	何	何	何	何	何	平山・	6	12
何	何	何	何	何	何	何	久留里・	日	
何	何	一	何	何	何	何	俵田・		
何	何	何	一	何	何	何	小櫃・	1	16
何	何	何	何	一	何	何	下郡・	2	17
何	何	何	何	何	何	何	馬来田・	3	18
何	何	何	何	何	一	何	東横田・	4	19
何	何	何	何	何	何	何	横田・	5	20
何	何	何	何	何	何	一	上総清川・	6	21
何	何	何	何	何	何	何	館山・	7	22
何	何	何	何	何	何	何	那古船形・	8	23
何	何	何	何	何	何	何	富浦・	9	24
何	何	何	何	何	何	何	岩井・	10	25
何	何	何	何	何	何	何	安房勝山・	11	26
何	何	何	何	何	何	何	保田・	12	27
何	何	何	何	何	何	何	浜金谷・	13	28
何	何	何	何	何	何	何	竹岡・	14	29
何	何	何	何	何	何	何	上総湊・	15	30
何	何	何	何	何	何	何	大貫・		31
何	何	何	何	何	何	何	青堀・	小・	
何	何	何	何	何	何	何	木更津・	学・	
何	何	何	何	何	何	何	巌根・	5割・	
何	何	何	何	何	何	何	袖ヶ浦・		
何	何	何	何	何	何	何	長浦・		
何	何	何	何	何	何	何	姉ヶ崎・	有効当日・	
何	何	何	何	何	何	何	五井・		
何	何	何	何	何	何	何	千葉・	有効2日・	
何	何	何	何	何	何	何	船橋・		
何	何	何	何	何	何	何	市川・	手回り品	
何	何	何	何	何	何	何	小岩・		
何	何	何	何	何	何	何	平井・	1個何円・	
何	何	何	何	何	何	何	亀戸・		
何	何	何	何	何	何	何	錦糸町・	2個何円・	
何	何	何	何	何	何	何	両国・		
何	何	何	何	何	何	何	浅草橋・	(2)	
何	何	何	何	何	何	何	東京山手線内・	・	

着駅が東京山手線内となるときの同区間内又は当日限り有効の区間内は下車前途無効です。

千葉車掌区乗務員発行

×　　×

17cm　1.5cm　7 cm

（裏無地）

(3)　駅名・金額入鋏式大人小児用

表

東 冊 No.012　　№ 0035

甲府車掌区乗務員発行

発駅							
沼久保	寄畑	塩之沢	市ノ瀬	落居	芦川	小井川	甲住吉斐

着駅				月		日	
内船		韮崎		1		1	
寄畑		竜王		2		2	
井出		酒折		3		3	
十島		石和温泉		4		4	
稲子		山梨市		5		5	
芝川		塩山		6		6	
沼久保		大月		7		7	
西富士宮		甲府		8		8	
富士宮		金手		9		9	
源道寺		善光寺		10		10	
富士根		南甲府		11		20	
入山瀬		甲住吉斐		12		30	
竪堀		国母		運賃（円）			
柚木		常永		50		1	
富士		小井川		60		2	
静岡		東花輪		70		4	
草薙		甲斐上野		80		5	
清水		芦川		90		10	
興津		市川本町		100		15	
由比		市川大門		200		20	
蒲原		鰍沢口		300		25	
富士川		落居		400		30	
吉原		甲斐岩間		500		40	
東田子の浦		久那土		発売日共有効			
原		市ノ瀬		当日		2日	
沼津		甲斐常葉		3日		4日	
三島		甲斐下塩澤		経	富士		
熱海		波高島		由	甲府		
東京山手線内		塩之沢		下車前途無効			
都区内		身延		東京山手線内			
		甲斐大島		東京都区内			
				割引		小児	
				手回り品料金			
				1個何円		2個何円	
				㊞			

着駅が東京都区内・東京山手線内となるときの同区間内又は当日限り有効の区間内は下車前途無効です。

×　　×

17cm　1.5cm　7cm

（裏無地）

備考　発駅欄に代えて「上り・下り」欄を設けることがある。

(4)　駅名固定式大人用・小児用

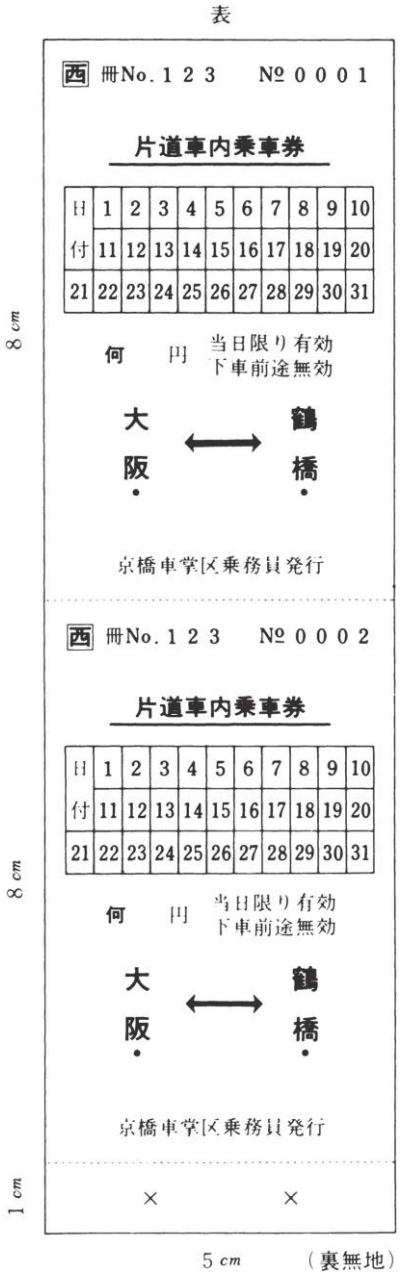

（常備往復乗車券の様式）

第 193 条　常備往復乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　硬券式大人小児用

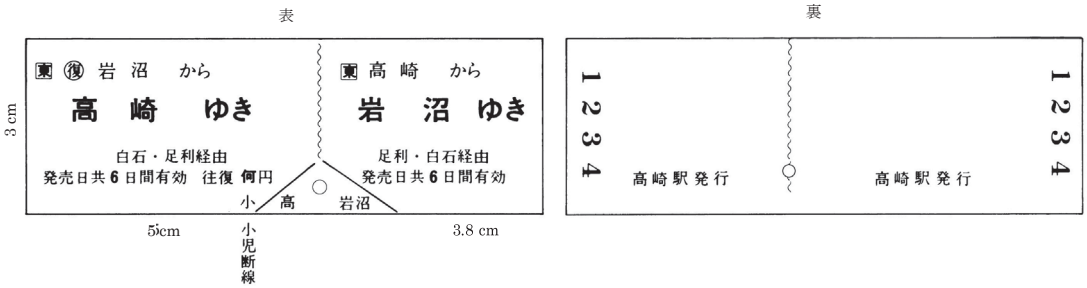

(2)　軟券式大人小児用

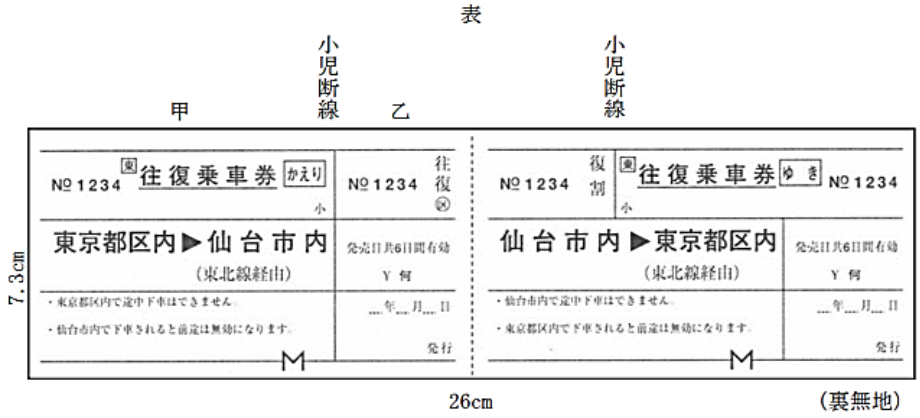

(準常備往復乗車券の様式)

第 194 条　準常備往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

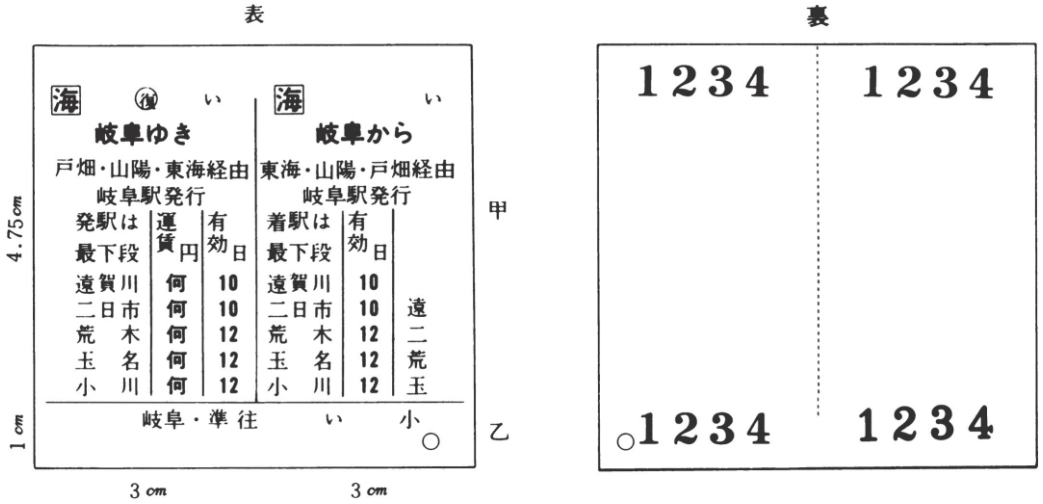

(補充往復乗車券の様式)

第 195 条　補充往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

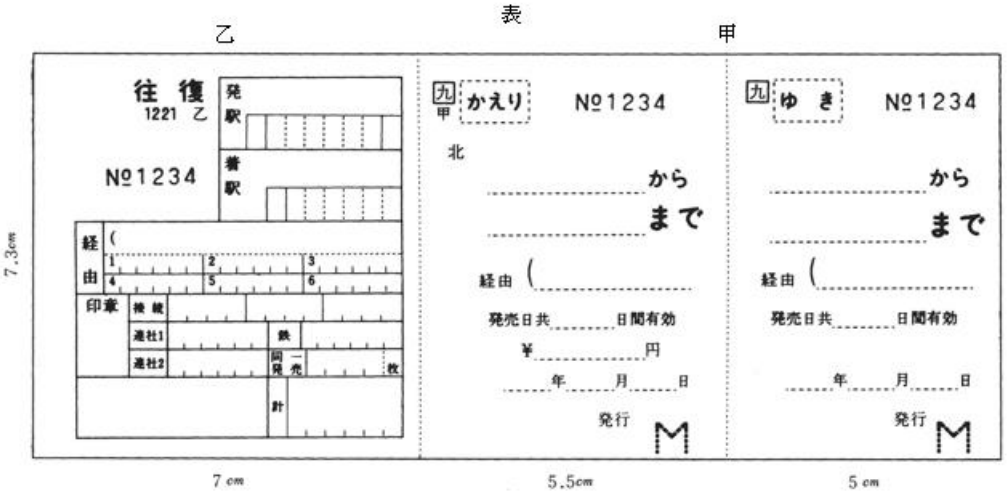

裏

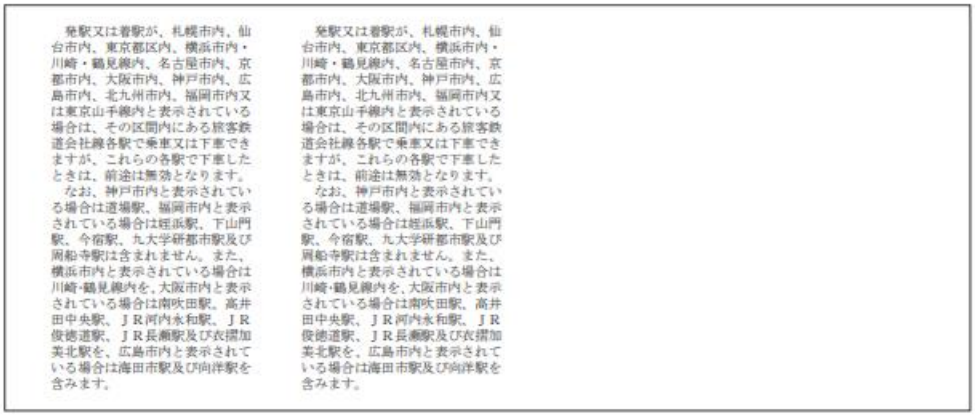
発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。
なお、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、大阪市内と表示されている場合は南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。

発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。
なお、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、大阪市内と表示されている場合は南吹田駅、高井田中央駅、ＪＲ河内永和駅、ＪＲ俊徳道駅、ＪＲ長瀬駅及び衣摺加美北駅を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。

（常備連続乗車券の様式）

第 196 条　常備連続乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人小児用

表

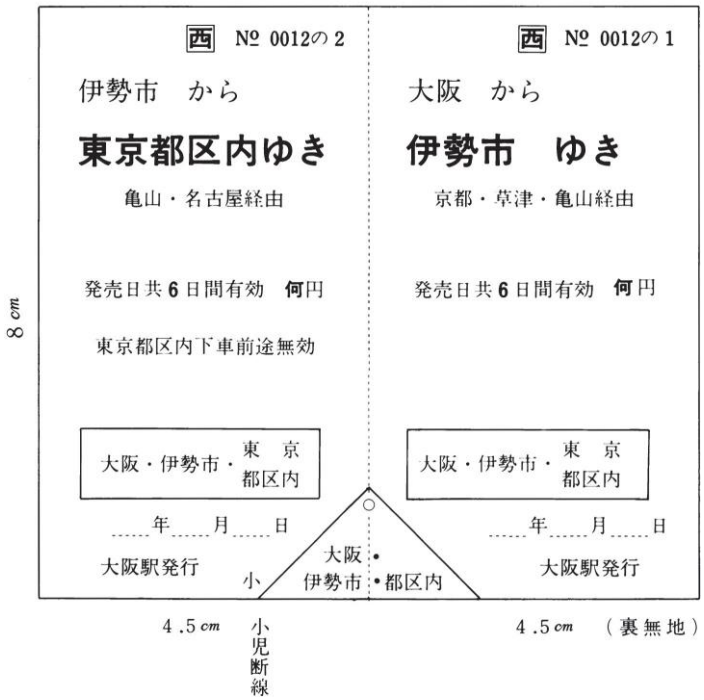

第 197 条　削除

（補充連続乗車券の様式）

第 198 条　補充連続乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

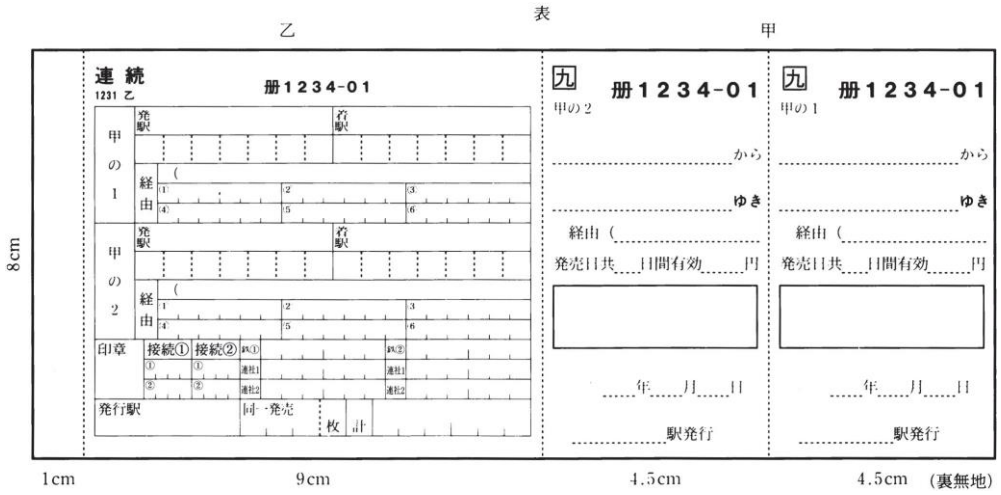

備考　必要に応じ、甲片の裏面に、第 195 条の様式の裏面の表示事項を印刷する。

第２款　定期乗車券の様式

（常備定期乗車券の様式）

第 199 条　常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　通勤・通学定期乗車券大人用・小児用

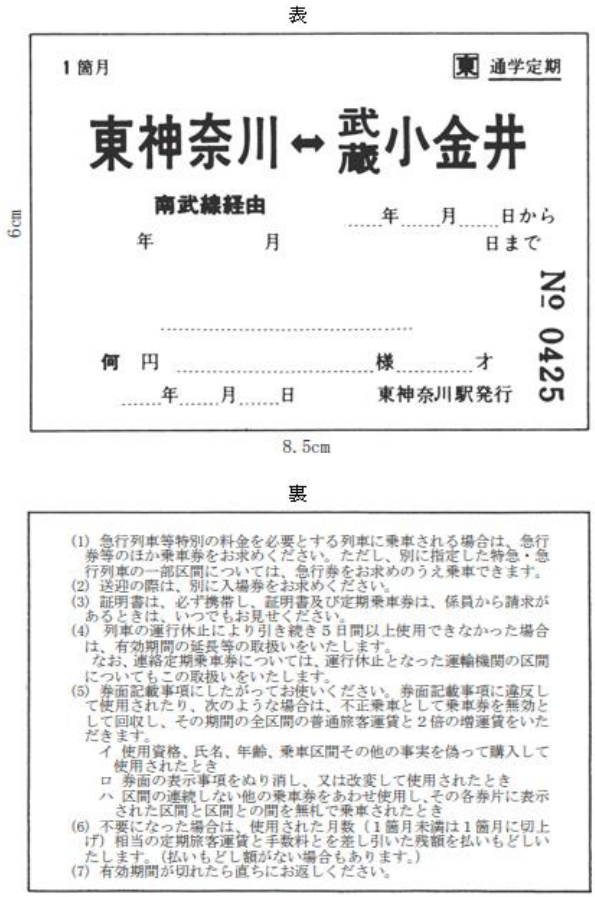

備考　通勤定期乗車券にあつては、裏面の注意事項の第３号を次のように改めたものとする。

(3) この定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。

(2)　特別車両定期乗車券大人用・小児用

表

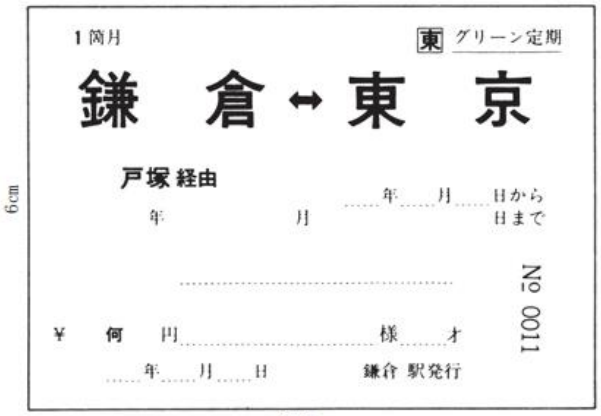

6cm

8.5cm

裏

(1) 普通列車のグリーン車にお乗りになれます。急行料金等特別の料金を必要とする列車に乗車される場合は、グリーン券・急行券等のほか乗車券をお求めください。ただし、別に指定した特急・急行列車の一部区間については、急行券をお求めのうえ乗車できます。
(2) 送迎の際は、別に入場券をお求めください。
(3) この定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
(4) 列車の運行休止により引き続き５日間以上使用できなかった場合は、有効期間の延長等の取扱いをいたします。
なお、連絡定期乗車券については、運行休止となった運輸機関の区間についてもこの取扱いをいたします。
(5) 券面記載事項にしたがってお使いください。券面記載事項に違反して使用されたり、次のような場合は、不正乗車として乗車券を無効として回収し、その期間の全区間の普通旅客運賃と２倍の増運賃をいただきます。
イ 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき
ロ 券面の表示事項をぬり消し又は改変して使用されたとき
ハ 区間の連続しない他の乗車券をあわせ使用し、その各券片に表示された区間と区間との間を無札で乗車されたとき
(6) 不要になった場合は、使用された月数（１箇月未満は１箇月に切上げ）相当の定期旅客運賃と手数料とを差し引いた残額を払いもどしいたします。（払いもどし額がない場合もあります。）
(7) 有効期間が切れたら直ちにお返しください。

(3)　特殊均一定期乗車券大人用

表

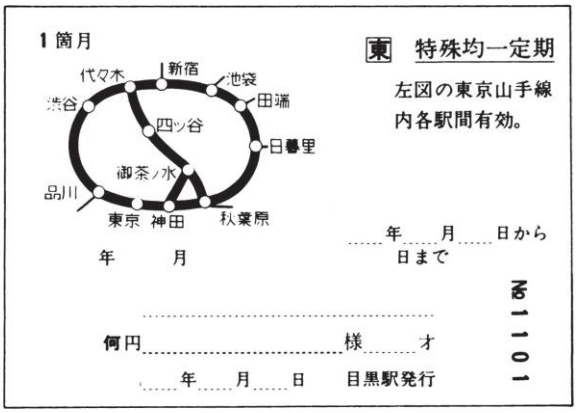

6cm

8.5cm

備考　裏面に、通勤定期乗車券の裏面の注意事項を印刷する。

（準常備定期乗車券の様式）

第 200 条　準常備定期乗車券（特殊均一定期乗車券を除く。）の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　期間指定式大人用・小児用

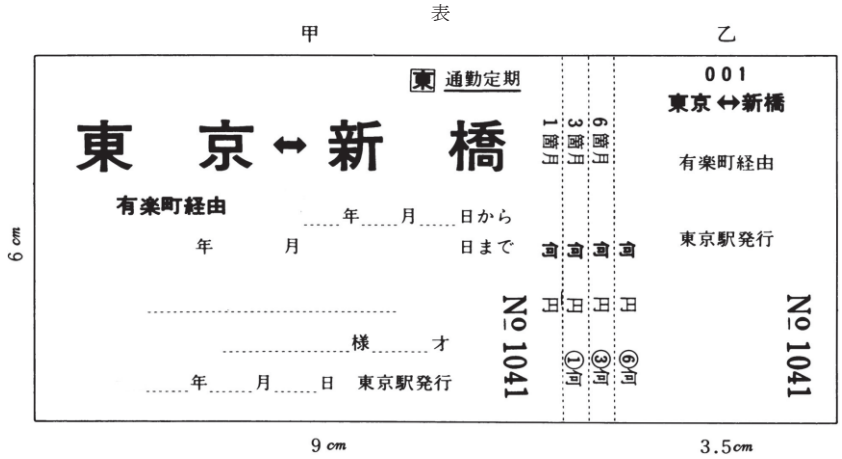

備考　甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(2)　区間指定式大人用・小児用

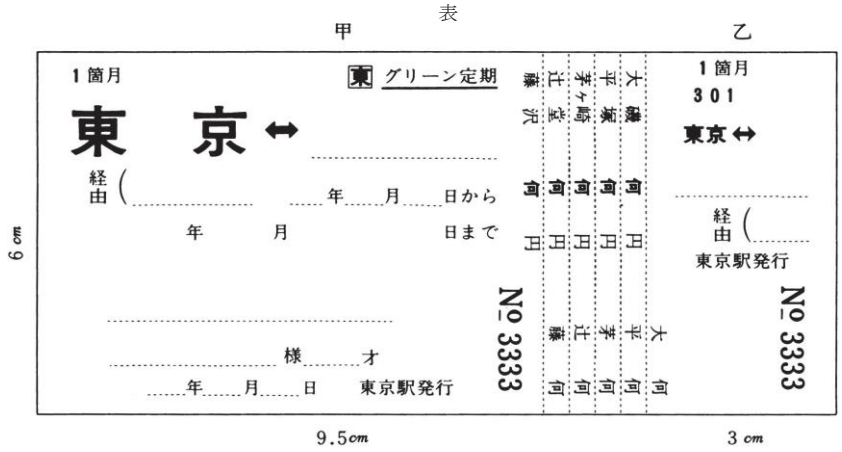

備考　甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(3)　通学区分指定式大人小児用

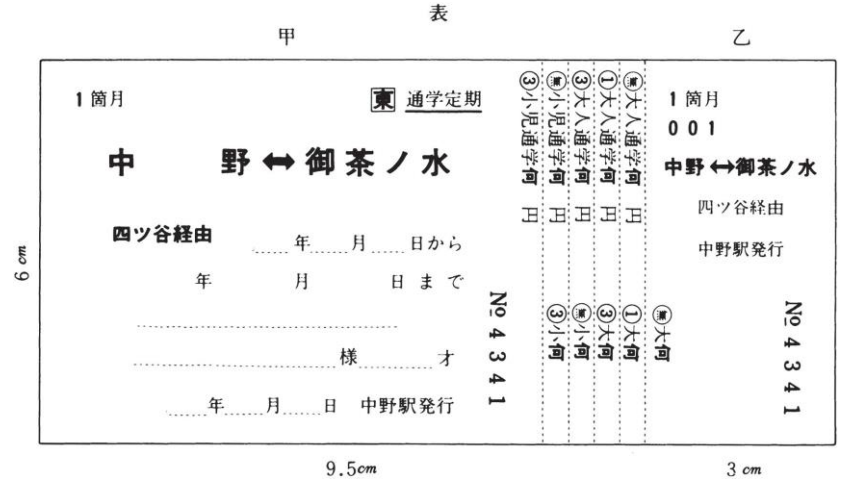

備考　甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

（補充定期乗車券の様式）

第 201 条　補充定期乗車券（特殊均一定期乗車券を除く。）の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

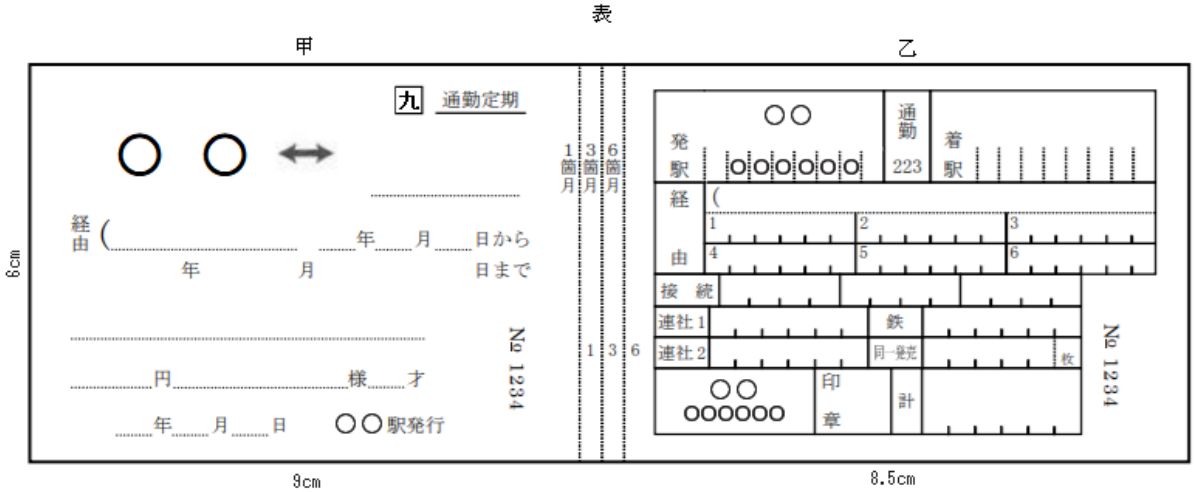

備考　甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

第 202 条　削除

第３款　普通回数乗車券の様式

（常備普通回数乗車券の様式）

第 203 条　常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　一般用

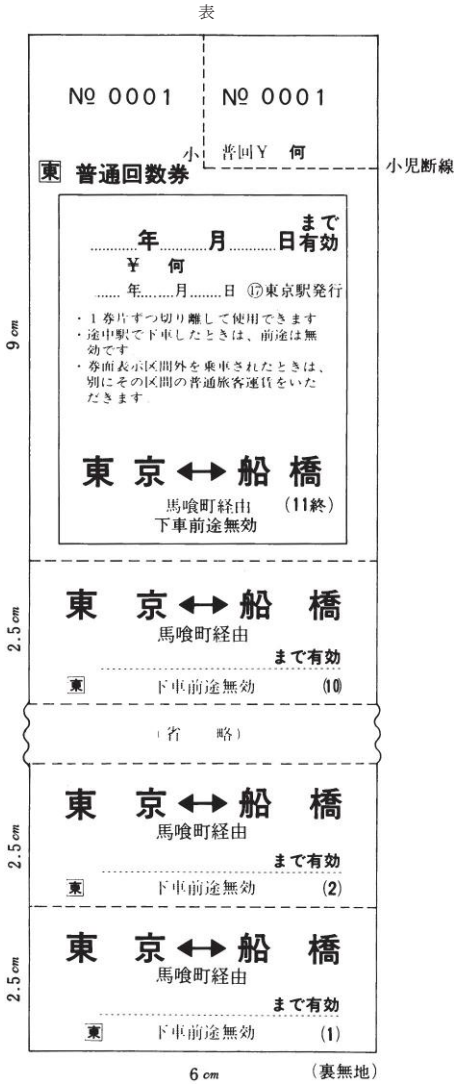

備考　必要に応じ、経由を表示する。

(2)　乗車券類発売機用

（補充普通回数乗車券の様式）

第 204 条　補充普通回数乗車券大人用・小児用の様式は、次のとおりとする。

備考　必要に応じ、経由を表示する。

第 205 条　削除

第 206 条　削除

第 207 条　削除

第４款　団体乗車券の様式

（団体乗車券の様式）

第 208 条　団体乗車券の様式は、次のとおりとする。この場合、指定券等を必要とする団体については、別表第２号の２に掲げる行程表又は席番表を添附する。

表

1.5cm

× × × ×

㋙ 団体乗車券　種類　期別　№ 0001

団体名又は代表者名		引受番号	第　号	㊦第　号	備考
実際乗車人員	大人 人 / 小児 人 / 義務員・付添人 人 / 旅行業者(有) 人 / 旅行業者(無) 人 / 人 / 人	合計 人			

旅客運賃					打切区間				
割引率	1人当り旅客運賃	人員	団体旅客運賃		乗車駅 降車駅	経由			1人当り無割引運賃
	普通 円		円						円
割	割引	人							
	普通								
割	割引	人							
	普通								
割	割引	人							
	普通								
割	割引	人							
	普通								
割	割引	人							
運賃合計（イ）			円		記事				

23.5cm

行程・料金　（列車種別に○印が附されている場合は、その乗車月日の当日中の任意の同種の列車に変更できます。）

乗車月日	列車種別	区間（×印の駅では途中下車できません。）	経由	人員	1人当りの料金 種類	金額	利用施設	金額	料金計
・		発駅		大 人		円		円	円
		着駅		小 人					
・		発駅		割 人					
		着駅							
・		発駅							
		着駅							
・		発駅							
		着駅							
・		発駅							
		着駅							
・		発駅							
		着駅							

記事	責任人員	人	料金合計（ロ）	円
	指定保証金	円　諸料号	領収額合計（イ＋ロ）	円
	年　月　日		発行箇所	窓口番号

18cm

裏

× × × ×

（出札証明欄）

旅行開始前の減少人員																	
朝	大人	小児	教・付	業者(有)	業者(無)			合計	朝	大人	小児	教・付	業者(有)	業者(無)			合計
	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人
1回	取消の指定席・寝台			申出日時					2回	取消の指定席・寝台				申出日時			
	列車名	指定席・寝台番号		月 日						列車名	指定席・寝台番号			月 日			
		号車		時 分							号車			時 分			
		号車		取消通報センター							号車			取消通報センター			
		号車									号車						
		号車		取扱駅所							号車			取扱駅所			
		号車									号車						
		号車									号車						

（改札証明欄）

旅行開始後の実際乗降人員								乗車駅	降車駅
大人	小児	教職員付添人	旅行業者（有）	旅行業者等（無）			合計		

（注意） 旅行開始後においては、特別な場合を除いて、旅客運賃・料金の払いもどしをいたしません。

第５款　貸切乗車券の様式

（貸切乗車券の様式）

第 209 条　貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体乗車券の様式の団体の文字を貸切と訂正したものとする。

第 210 条　削除

第３節　急行券の様式

（常備急行券の様式）

第 211 条　常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　指定席特急券大人小児用

イ　一般用

(ｲ)　硬券式

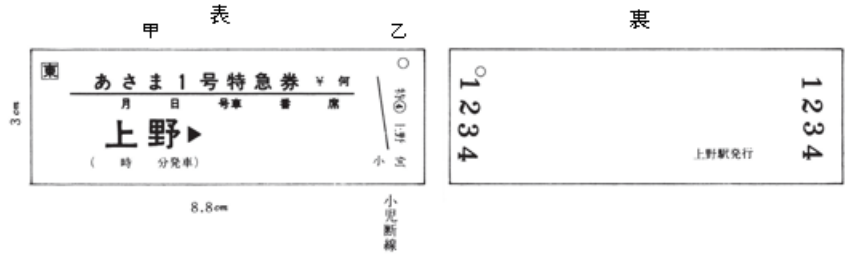

備考　必要に応じ、別表第３号に掲げる指定席券を交付し、この様式に記載する内容の一部に代えることがある。

(ﾛ)　軟券式

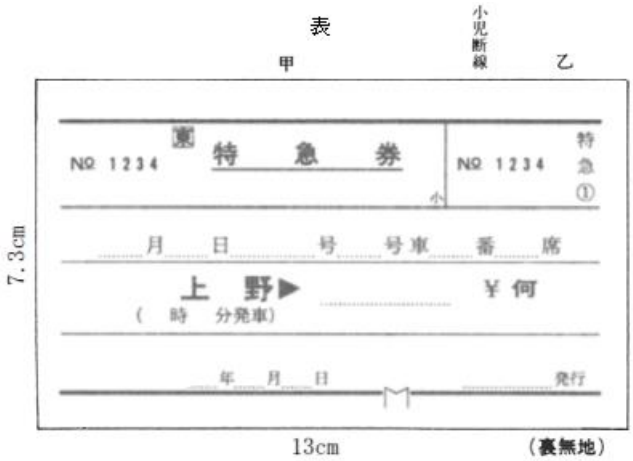

備考　(ｲ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

ロ　新幹線用

(ｲ)　硬券式

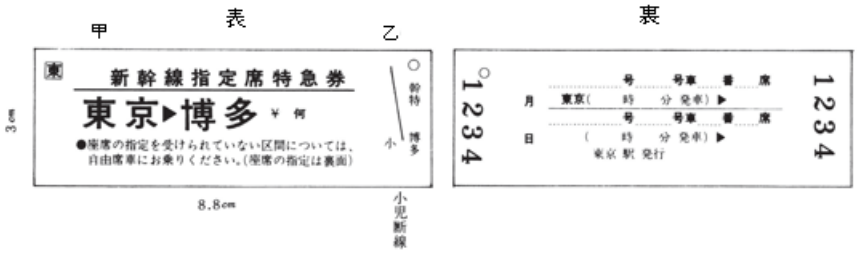

備考　前イの(ｲ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

(ﾛ)　軟券式

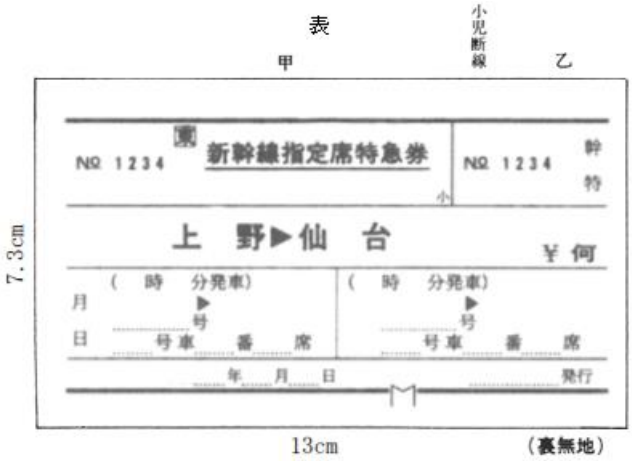

備考　前イの(ｲ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

(2)　立席特急券大人小児用

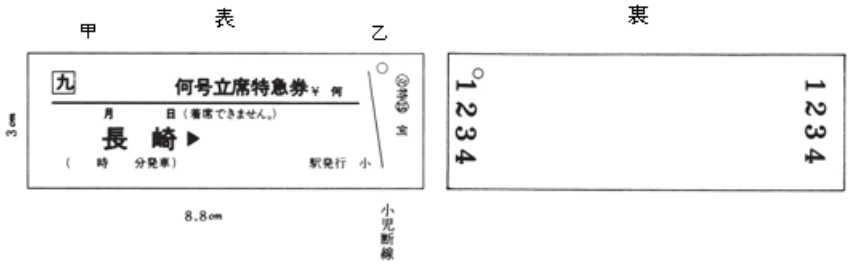

備考　必要に応じ、下車駅名を印刷する。

(3)　自由席特急券大人小児用

イ　一般用

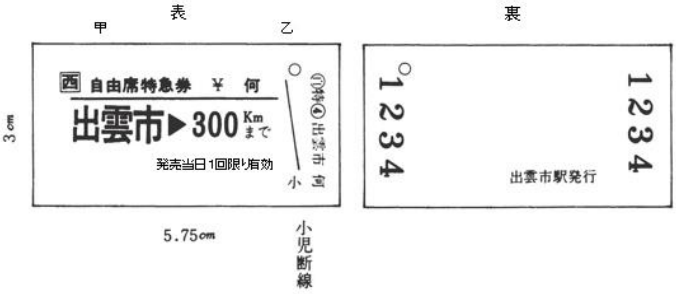

備考　(1)　必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(2)　「発売当日１回限り有効」を「１日間有効」及び「１回限り有効」と表示することがある。

ロ　乗車券類発売機用

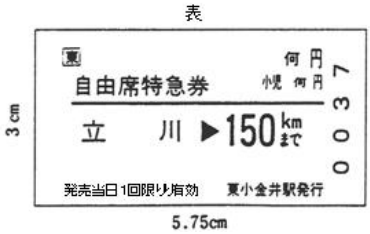

備考　(1)　必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(2)　「発売当日１回限り有効」を「１日間有効」及び「１回限り有効」と表示することがある。

ハ　着駅名表示式

(ｲ)　一般用

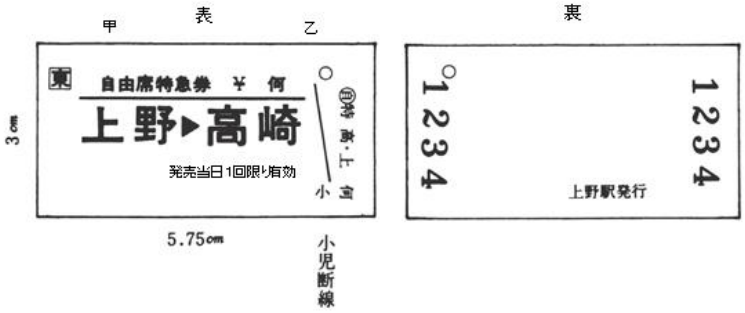

備考　「発売当日限り有効」を「１日間有効」及び「１回限り有効」と表示することがある。

(ﾛ)　新幹線用

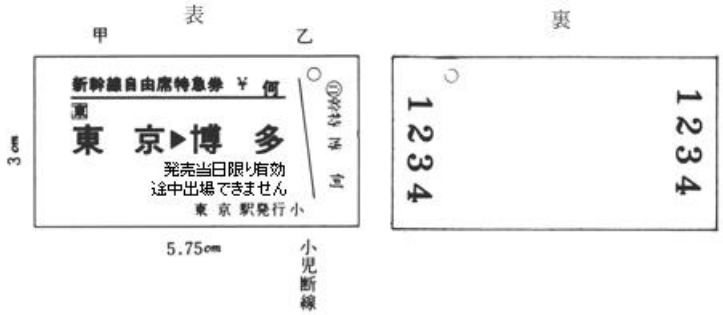

備考　(1)　必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名を記入式とする。

(2)　「発売当日限り有効」を「１日間有効」と表示することがある。

(ﾊ)　乗車券類発売機用

a　大型券売機大人小児用

備考　「発売当日限り有効」を「１日間有効」と表示することがある。

(注)　第57条の５第１項の規定により発売する場合は、第188条第１項第11号に規定する記号は「 遅れ承知・割引 」の例により表示される。

b　一般券売機大人小児用

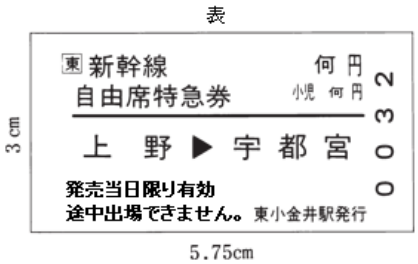

備考 「発売当日限り有効」を「１日間有効」と表示することがある。

(4) 特定特急券大人小児用

イ 一般用

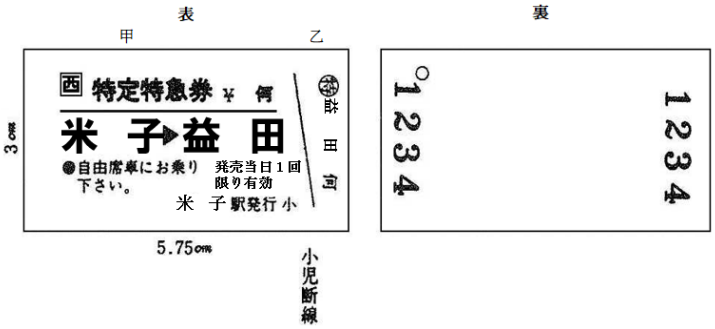

備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名、下車駅名又は列車名を記入式とする。

(2) 必要に応じ、「自由席車にお乗りください。」を「スーパーおき号又はスーパーまつかぜ号の自由席車に」の例により乗車する列車名を表示することがある。

(3) 「発売当日１回限り有効」を「１日間有効」及び「１回限り有効」と表示することがある。

ロ 新幹線用

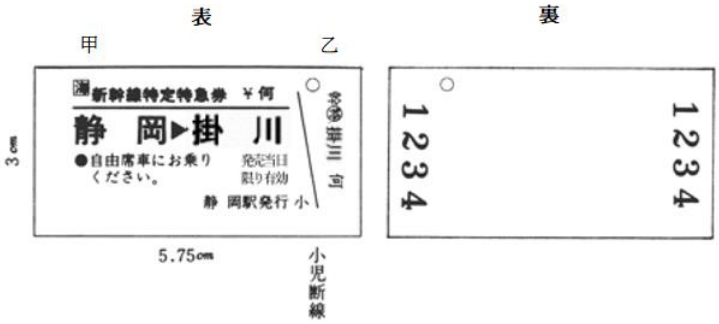

備考 イの備考第１号及び前号ハの(ロ)の備考第２号は、この急行券の場合に準用する。

(5) 普通急行券大人小児用

イ 一般用

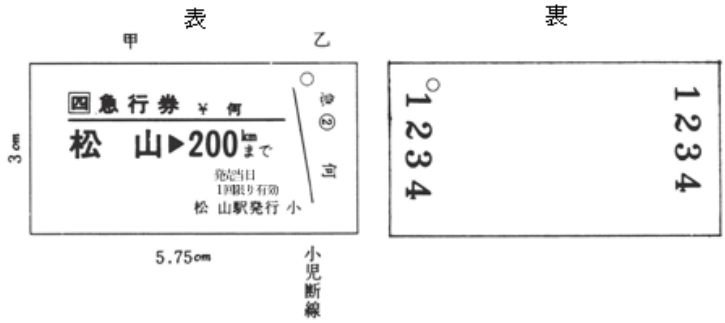

備考　(1)　必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(2)　「発売当日１回限り有効」を「１日間有効」及び「１回限り有効」と表示することがある。

ロ　乗車券類発売機用

備考　(1)　必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(2)　「発売当日１回限り有効」を「１日間有効」及び「１回限り有効」と表示することがある。

(6)　遅延特約の急行券大人小児用

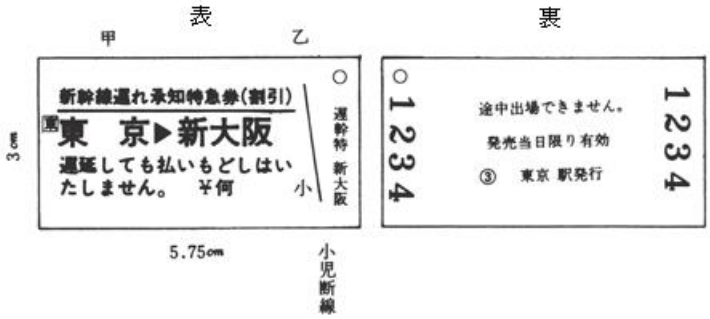

備考　(1)　第４号の備考は、この急行券の場合に準用する。

(2)　必要により普通急行券の場合は、着駅を「200 km」の例により印刷することがある。

(3)　必要により裏面の「発売当日限り有効」を「発売当日限り１個列車１回限り有効」と印刷する。

（準常備急行券の様式）

第 212 条　準常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　指定席特急券大人小児用

イ　一般用

(ｲ)　着駅料金準常備

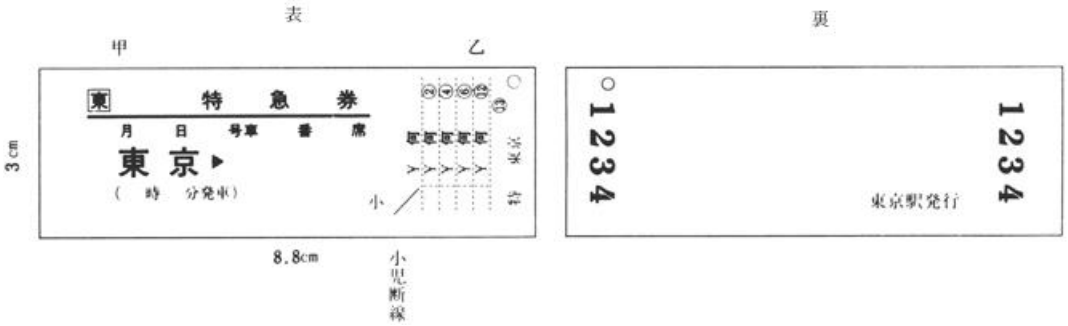

(ﾛ)　発駅名固定着駅準常備

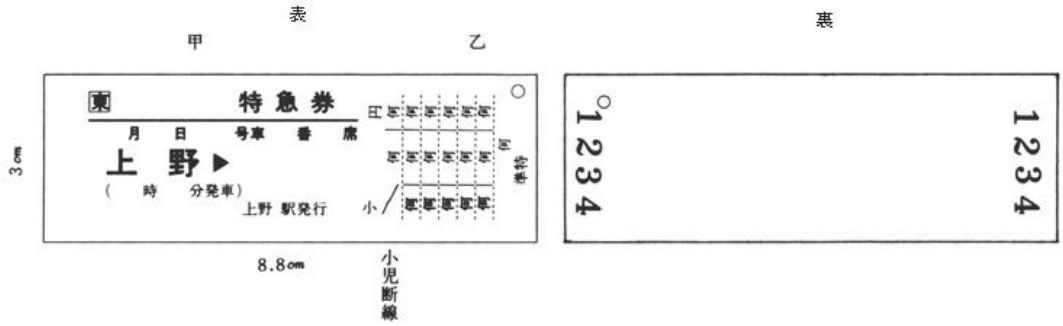

備考　前条第１号イの(ｲ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

ロ　新幹線用

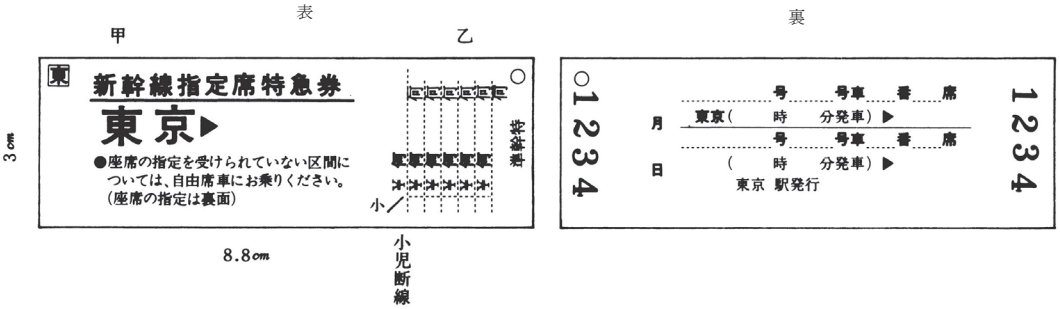

備考　(1)　前条第１号イの(ｲ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

(2)　必要に応じ、イの(ﾛ)を準用する。

(2)　立席特急券大人小児用

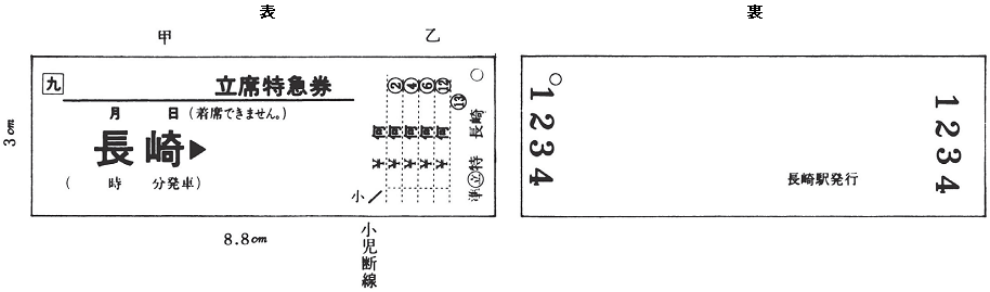

備考　必要に応じ、前号イの(ﾛ)を準用する。

(3)　自由席特急券大人小児用

イ　一般式

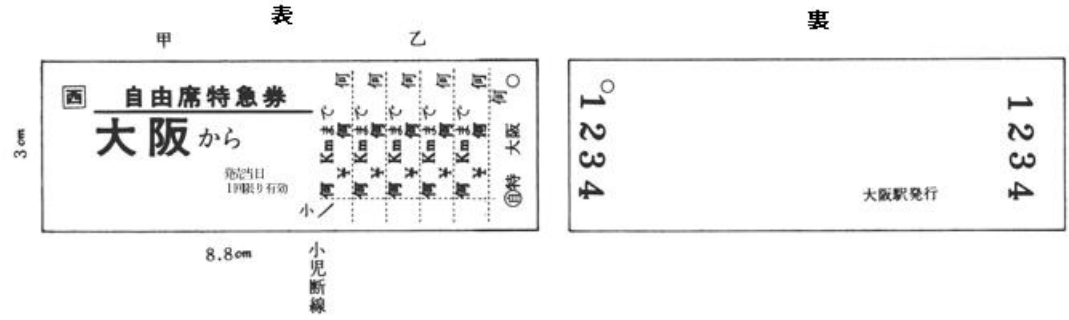

備考　必要に応じ、第１号イの(ﾛ)を準用する。

ロ　着駅名表示式

(ｲ)　一般用

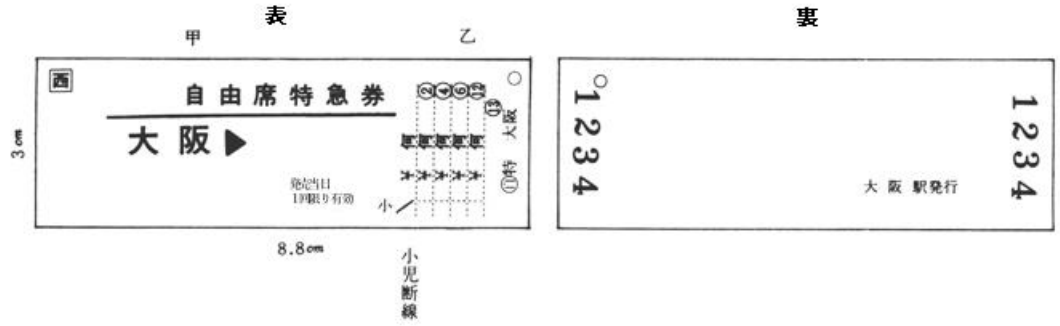

備考　必要に応じ、第１号イの(ﾛ)を準用する。

(ﾛ)　新幹線用

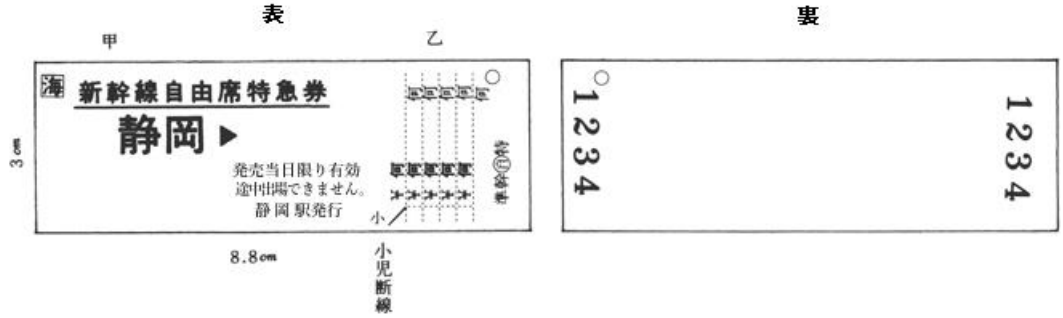

備考　必要に応じ、第１号イの(ﾛ)を準用する。

(4)　普通急行券大人小児用

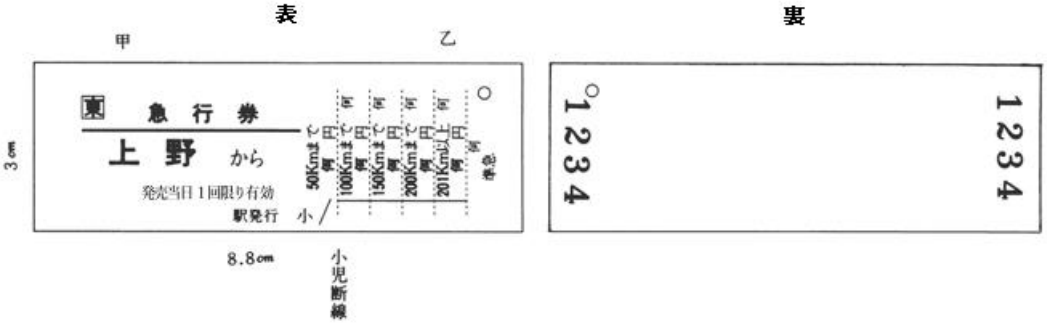

備考　必要に応じ、第１号イの(ﾛ)を準用する。

（車内急行券の様式）

第 213 条　車内急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　一般式

イ　指定席特急券大人小児用

表

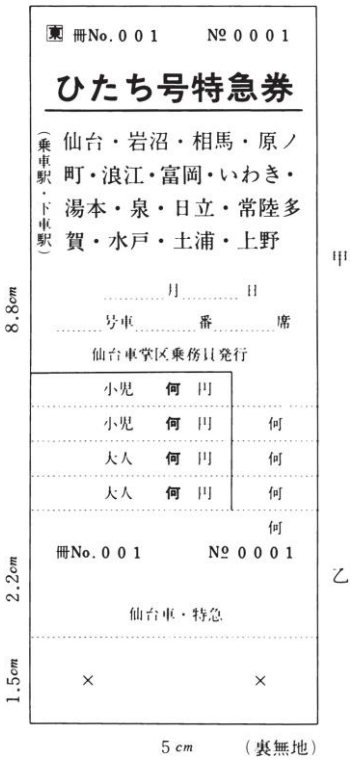

備考　必要に応じ、列車名、乗車駅名又は下車駅名を記入式とする。

ロ　自由席特急券大人小児用

表

備考　(1)　必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名をイの様式とする。

(2)　必要に応じ、特定特急券と共用のものとする。この場合、「**自由席特急券**」を「**自由席特急券**

特 定 特 急 券」とする。

(3)　必要に応じ、ハの普通急行券と共用のものとする。この場合、「**自由席特急券**」を「**自由席特急券**
急　　行　　券」とする。

(4)　乗車前に発売するものにあつては、「この列車の自由席に１回限り有効です。」を「発売当日にご乗車される特別急行列車に１回限り有効です。」の例により印刷する。

ハ　普通急行券大人小児用

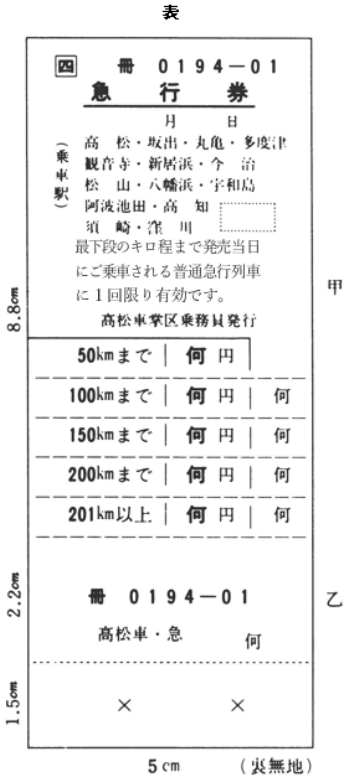

(2)　駅名固定式大人小児用

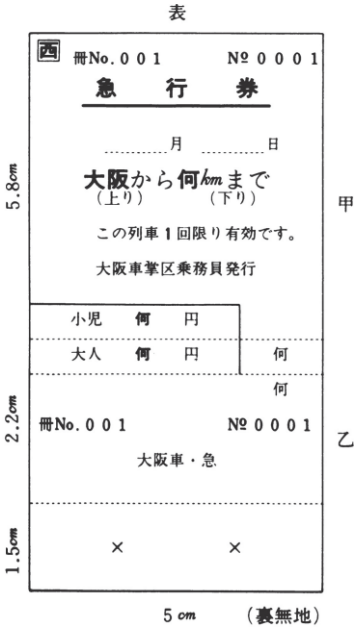

第４節　特別車両券の様式

（常備特別車両券の様式）

第 214 条　常備特別車両券（第 63 条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。）の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　急行列車用（大人小児用）

イ　指定席一般用

(ｲ)　硬券式

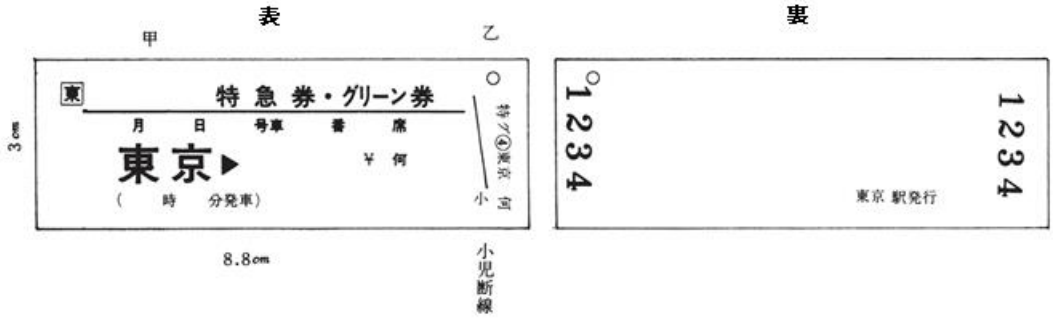

備考　第 211 条第１号イの(ｲ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。

(ﾛ)　軟券式

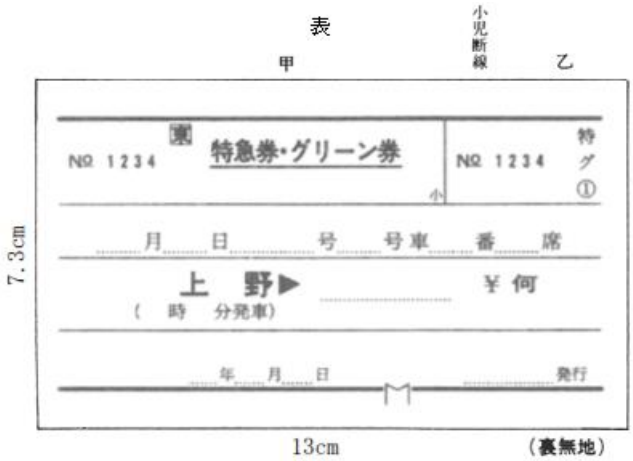

備考 第 211 条第１号イの(ｲ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。

ロ　自由席一般用

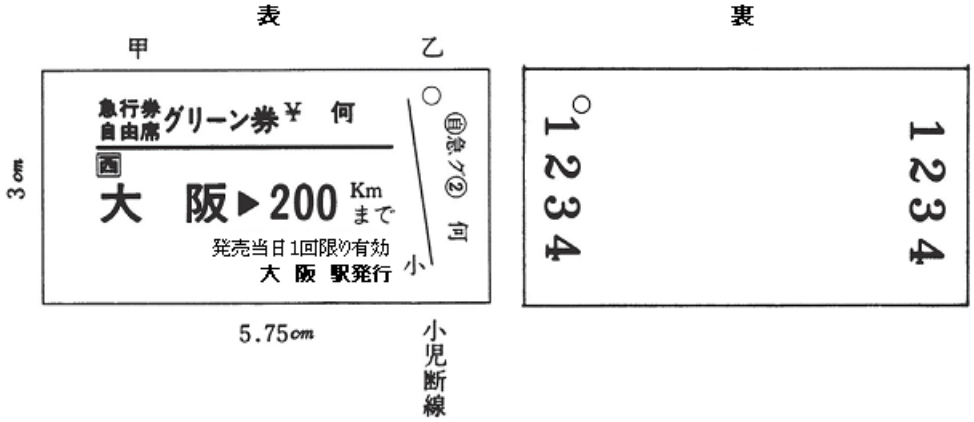

備考　(1)　必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(2)　「発売当日１回限り有効」を「１日間有効」及び「１回限り有効」と表示することがある。

ハ　新幹線用

(ｲ)　硬券式

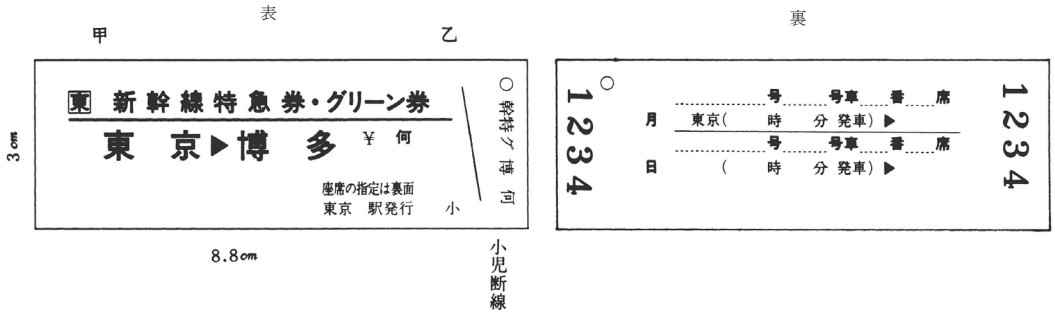

備考　(1)　第 211 条第１号イの(ｲ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。

(2)　必要に応じ、一部区間を特別車両以外の座席車に乗車用のものを印刷する。この場合、「何何間普通車」の例により印刷する。

(ﾛ)　軟券式

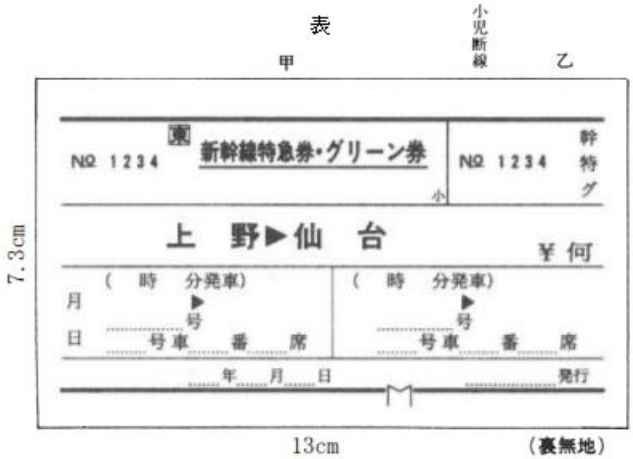

備考　(1)　第 211 条第１号イの(ｲ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。

(2)　必要に応じ、一部区間を特別車両以外の座席車に乗車用のものを印刷する。この場合、「何何間普通車」の例により印刷する。

(2)　普通列車用

イ　一般式

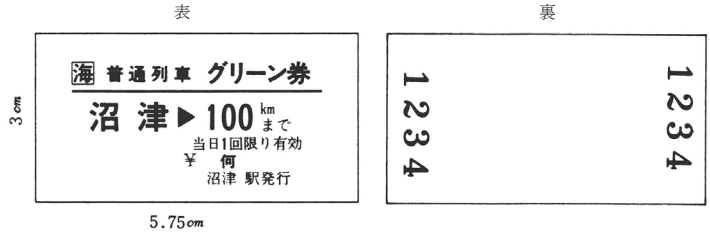

備考　必要に応じ、前号ロの備考を準用する。

ロ　乗車券類発売機用

備考　必要に応じ、前号ロの備考を準用する。

ハ　駅名表示式（大人小児用）

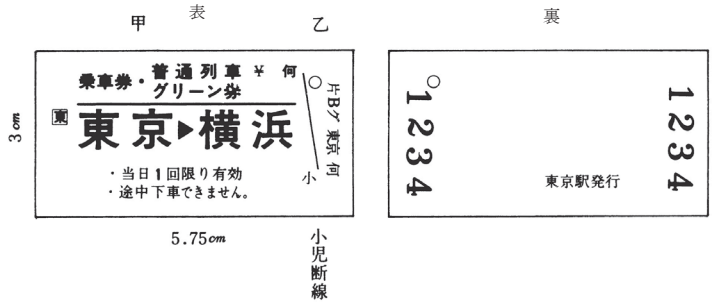

備考　必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名を記入式とする。

（準常備特別車両券の様式）

第 215 条　準常備特別車両券（第 63 条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。）の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　急行列車用（大人小児用）

イ　指定席一般用

(ｲ)　営業キロ別料金準常備

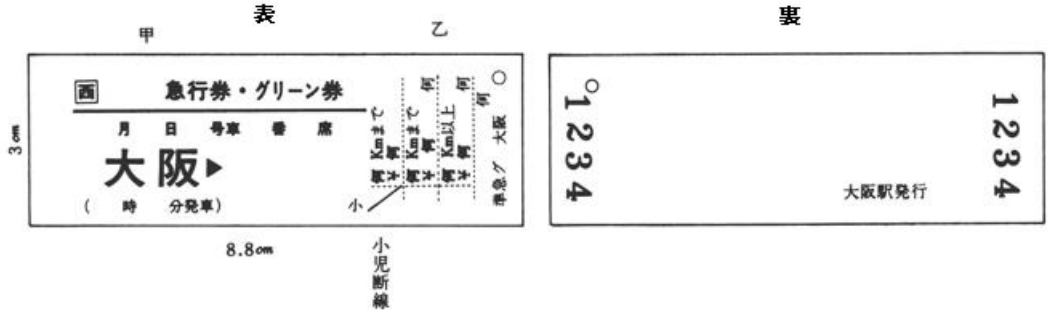

(ﾛ)　発駅名固定着駅準常備

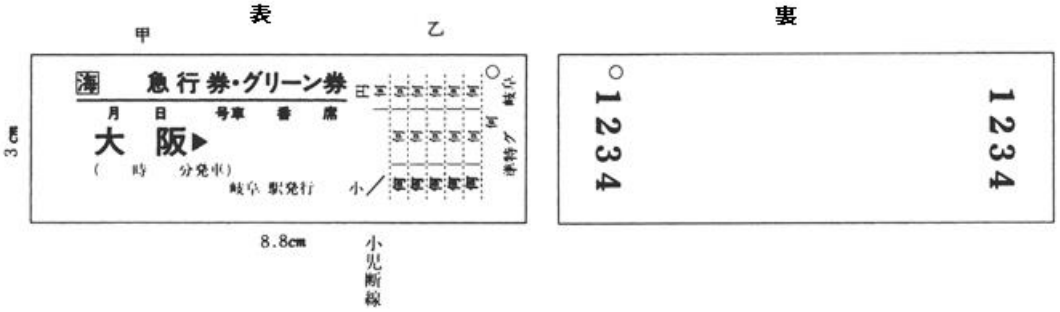

備考　第 211 条第１号イの(ｲ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。

ロ　自由席一般用

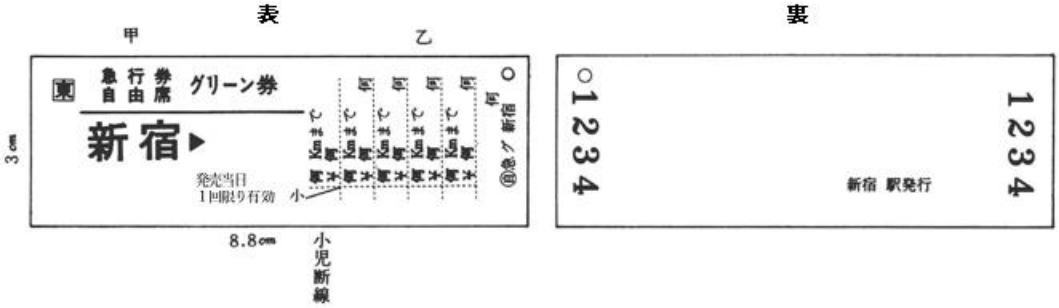

備考　必要に応じ、イの(ﾛ)を準用する。

ハ　新幹線用

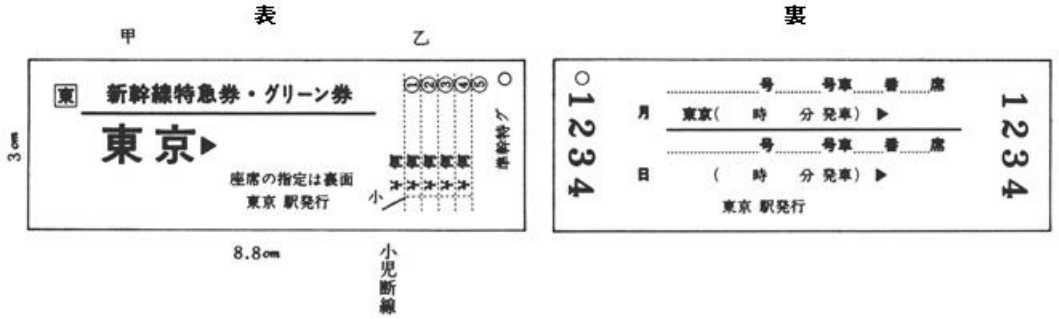

備考　(1)　前条第１号ハの備考は、この特別車両券の場合に準用する。

(2)　必要に応じ、イの(ﾛ)を準用する。

(2)　普通列車用

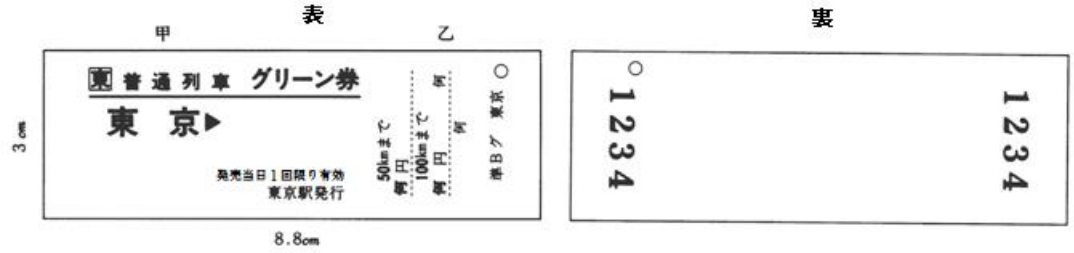

備考　必要に応じ、前号イの(ﾛ)を準用する。

（車内特別車両券の様式）

第 216 条　車内特別車両券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　急行列車用

イ　指定席用

表

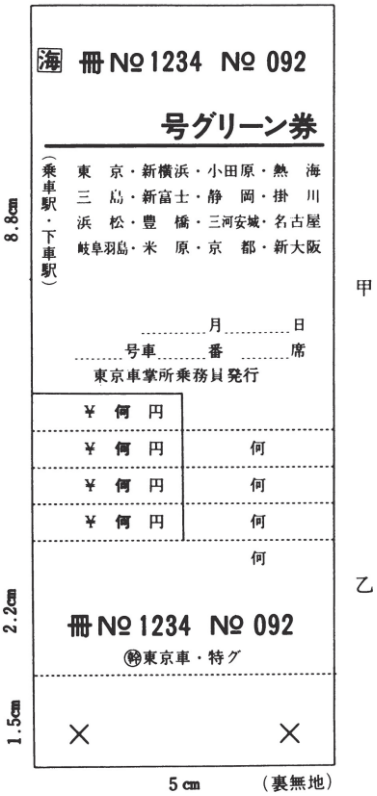

（裏無地）

備考　必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名を記入式とする。

ロ　自由席用

表

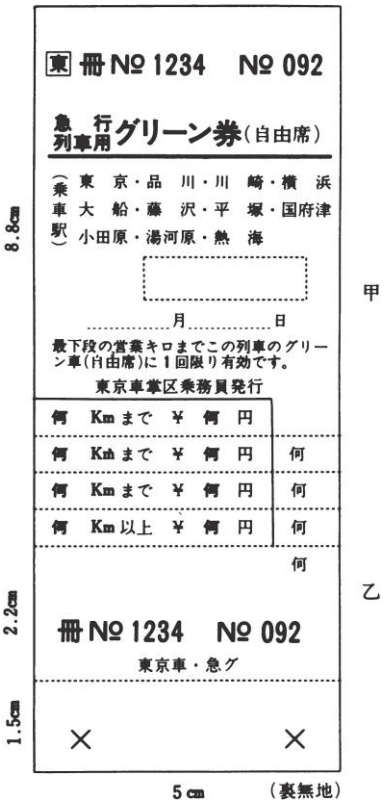

（裏無地）

備考　第213条第1号ハの備考は、この車内特別車両券の場合に準用する。

(2)　普通列車駅名入鋏式

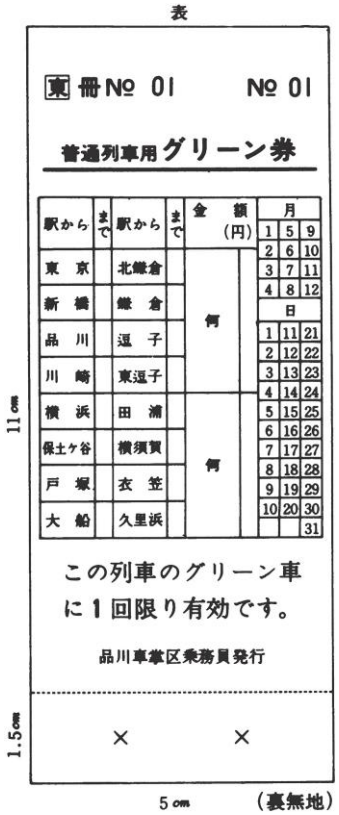

第５節　寝台券の様式

（常備寝台券の様式）

第 217 条　常備寝台券（第 63 条の規定により発売する急行・寝台券を含む。）の様式は、次のとおりとする。

大人小児用

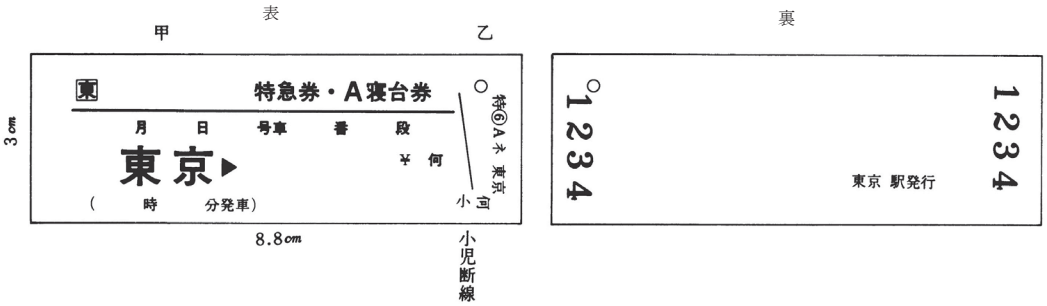

備考　(1)　第 211 条第１号イの(ｲ)の備考は、この寝台券の場合に準用する。

(2)　必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。

（準常備寝台券の様式）

第 218 条　準常備寝台券（第 63 条の規定により発売する急行・寝台券を含む。）の様式は、次のとおりとする。

大人小児用

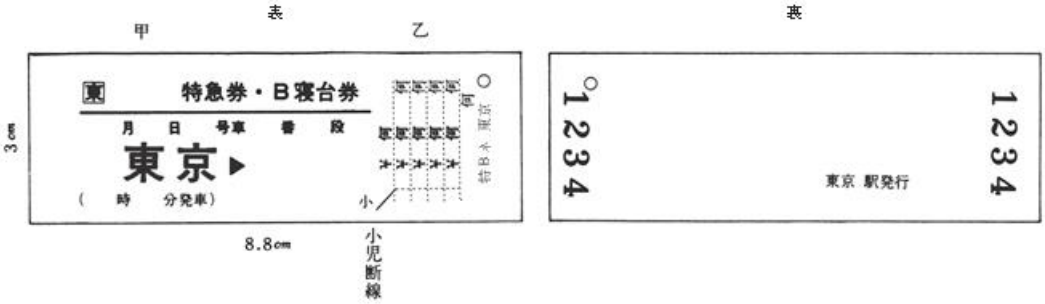

備考 (1) 第211条第1号イの(ｲ)の備考は、この寝台券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、前条第1号の備考第2号を準用する。

第6節 座席指定券の様式

（常備座席指定券の様式）

第219条 常備座席指定券（第63条の規定により発売する急行・座席指定券を含む。）の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般式急行列車用（大人小児用）

イ 硬券式

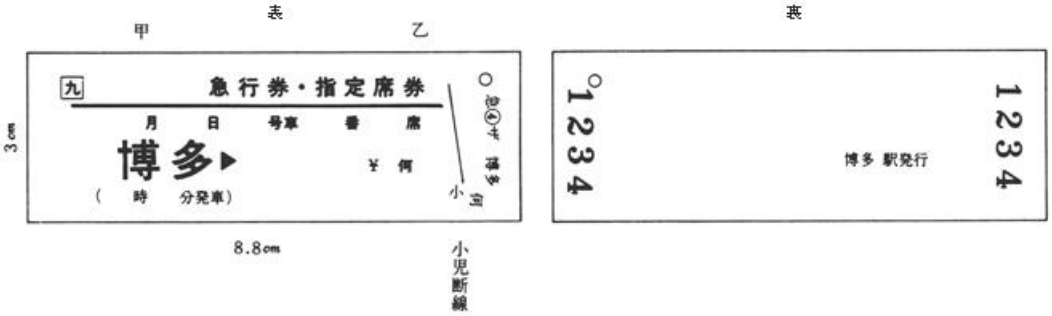

備考 (1) 第211条第1号イの(ｲ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。

ロ 軟券式

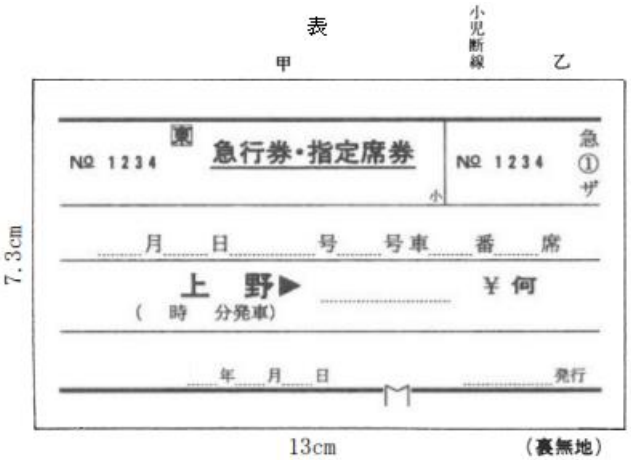

備考 (1) 第211条第1号イの(ｲ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。

(2)　普通列車用（大人小児用）

イ　硬券式

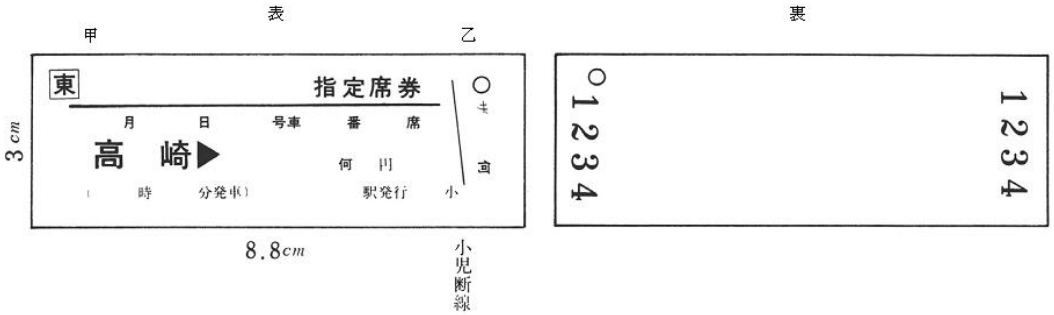

備考　(1)　第 211 条第１号イの(ｲ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。

(2)　必要に応じ、前号イの備考第２号を準用する。

ロ　軟券式

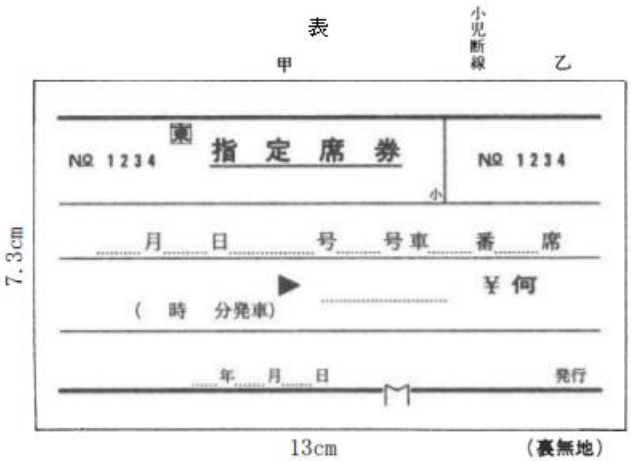

備考　(1)　第 211 条第１号イの(ｲ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。

(2)　必要に応じ、前号イの備考第２号を準用する。

（準常備座席指定券の様式）

第 220 条　準常備座席指定券（第 63 条の規定により発売する急行・座席指定券を含む。）の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　営業キロ別料金準常備（大人小児用）

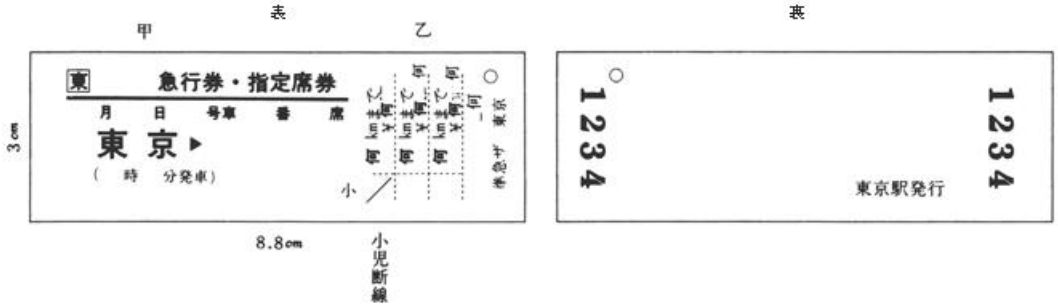

(2)　発駅名固定着駅準常備（大人小児用）

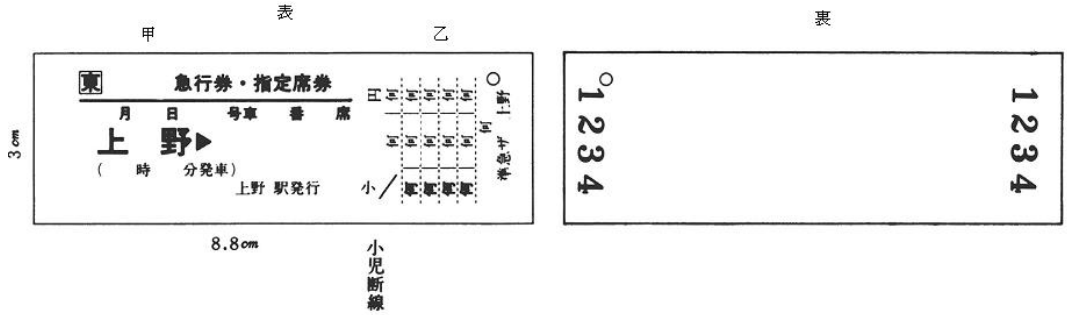

備考　第 211 条第１号イの(ｲ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。

（車内座席指定券の様式）

第 221 条　車内座席指定券の様式は、次のとおりとする。

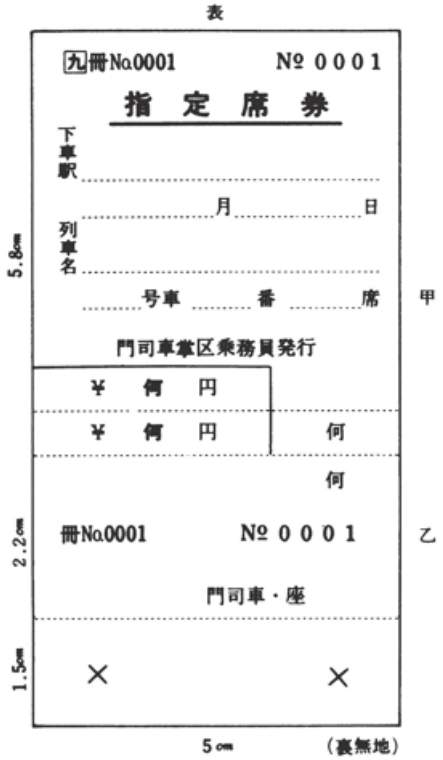

備考　(1)　必要に応じ、下車駅欄を設けないで列車名の上部に「（上り）（下り）」と印刷し、また、乗車駅欄を設ける。

(2)　必要に応じ、料金別に専用のものとする。

第７節　特殊乗車券類の様式

（クーポン乗車券類の様式）

第 222 条　普通乗車券は、次の様式のものとすることがある。

表

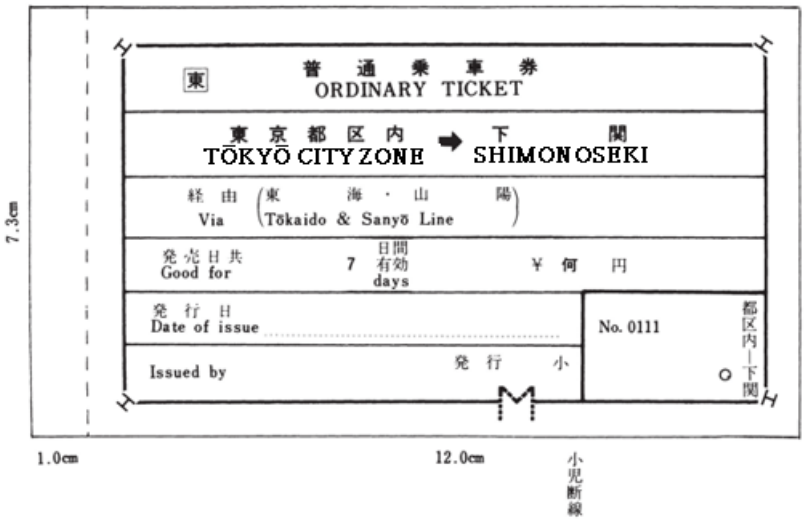

裏

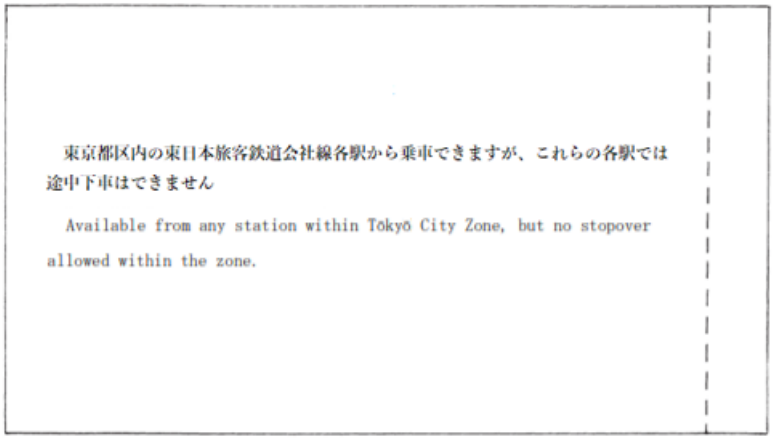

２　急行券、特別車両券、寝台券及び座席指定券は、前項に規定する様式を準用することがある。

（特殊共通券の様式）

第 222 条の２　特殊共通券は、普通乗車券、定期乗車券、自由席特急券、普通急行券、特別車両券（急行・特別車両券(A)を含む。）、寝台券（急行・寝台券を含む。）、座席指定券（急行・座席指定券を含む。）又は別に定める乗車券類として発売するものとし、その様式は、次の各号のとおりとする。

(1)　常備式

イ　定期乗車券用

表

ロ　イ以外の乗車券類用

表

(2)　記入式

イ　定期乗車券用

表

ロ　イ以外の乗車券類用

表

備考　往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に表示する。

（特殊指定共通券の様式）

第 223 条　特殊指定共通券は、普通乗車券、普通回数乗車券（第４種に限る。）、定期乗車券（第６種に限る。）、団体乗車券（第２種及び第５種に限る。）、指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）、自由席特急券、特定特急券、普通急行券若しくは別に定める乗車券類又は普通乗車券と指定券として発売するものとし、その様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　第１種

表

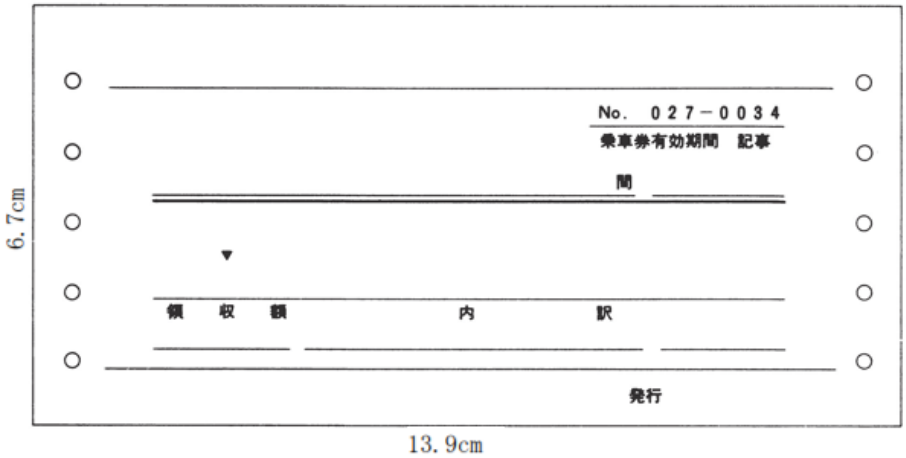

裏

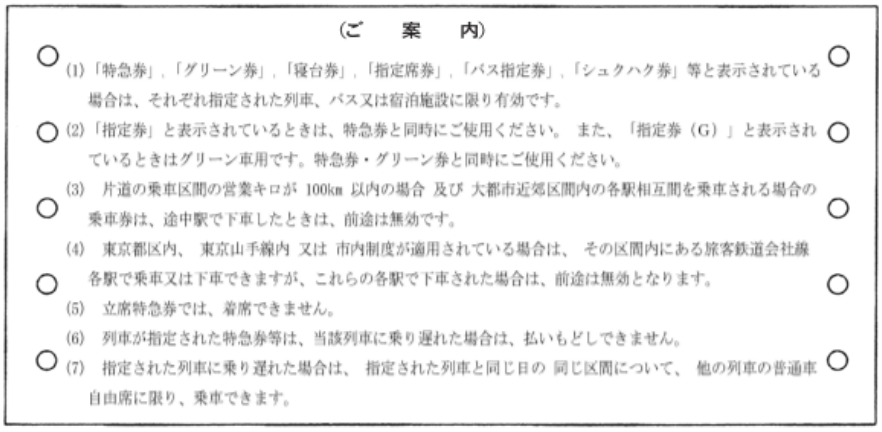

（ご　案　内）

(1)「特急券」,「グリーン券」,「寝台券」,「指定席券」,「バス指定券」,「シュクハク券」等と表示されている場合は、それぞれ指定された列車、バス又は宿泊施設に限り有効です。

(2)「指定券」と表示されているときは、特急券と同時にご使用ください。 また、「指定券（G）」と表示されているときはグリーン車用です。特急券・グリーン券と同時にご使用ください。

(3)　片道の乗車区間の営業キロが 100km 以内の場合 及び 大都市近郊区間内の各駅相互間を乗車される場合の乗車券は、途中駅で下車したときは、前途は無効です。

(4)　東京都区内、 東京山手線内 又は 市内制度が適用されている場合は、 その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車された場合は、前途は無効となります。

(5)　立席特急券では、着席できません。

(6)　列車が指定された特急券等は、当該列車に乗り遅れた場合は、払いもどしできません。

(7)　指定された列車に乗り遅れた場合は、 指定された列車と同じ日の 同じ区間について、 他の列車の普通車自由席に限り、乗車できます。

備考　(1)　乗車券類の種類は、第１行目に、普通乗車券の場合は「乗車券」、指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示するほか、小児に対して乗車券類を発行した場合は「(小)」と表示する。

(2)　乗車区間又は有効区間は、第２行目の左方に、かたかなによつて表示する。

(3)　指定券の場合の指定内容は、第２行目の右方に表示する。

(4)　記事欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(2)　第２種

表

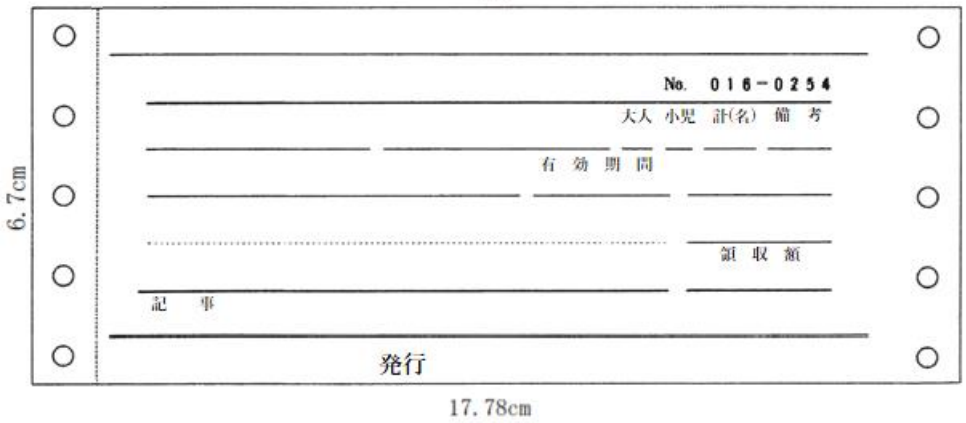

裏

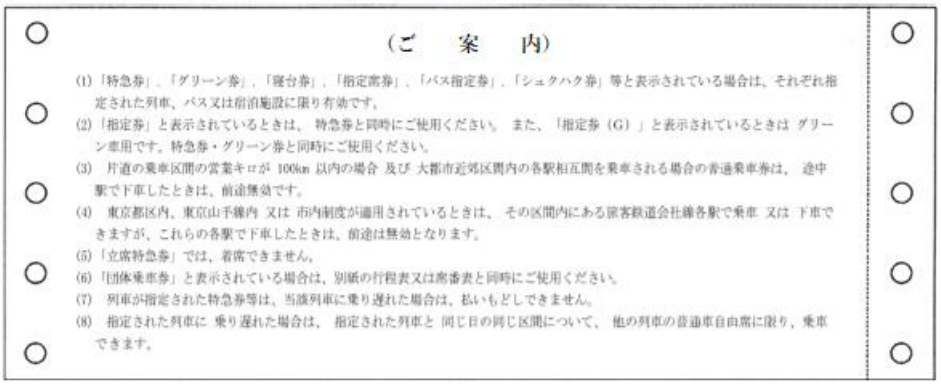

（ご　案　内）

(1)「特急券」、「グリーン券」、「寝台券」、「指定席券」、「バス指定券」、「シュクハク券」等と表示されている場合は、それぞれ指定された列車、バス又は宿泊施設に限り有効です。
(2)「指定券」と表示されているときは、特急券と同時にご使用ください。また、「指定券（G）」と表示されているときはグリーン車用です。特急券・グリーン券と同時にご使用ください。
(3)　片道の乗車区間の営業キロが 100km 以内の場合 及び 大都市近郊区間内の各駅相互間を乗車される場合の普通乗車券は、途中駅で下車したときは、前途無効です。
(4)　東京都区内、東京山手線内 又は 市内制度が適用されているときは、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車 又は 下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。
(5)「立席特急券」では、着席できません。
(6)「団体乗車券」と表示されている場合は、別紙の行程表又は席番表と同時にご使用ください。
(7)　列車が指定された特急券等は、当該列車に乗り遅れた場合は、払いもどしできません。
(8)　指定された列車に 乗り遅れた場合は、指定された列車と 同じ日の同じ区間について、他の列車の普通車自由席に限り、乗車できます。

備考　(1)　乗車券類の種類は、太わく内の第１行目の左欄に、普通乗車券の場合は「乗車券※※※」、「乗車券（ユキ）※※※」又は「乗車券（レンゾク）※※※」、団体乗車券の場合は「団体乗車券（Ｂ小口普通）」、指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示する。

(2)　乗車区間又は有効区間は、太わく内の第２行目の左欄に、かたかなによつて「トウキヨウトクナイ→オオサカシナイ」又は「トウキヨウ→シンオオサカ」の例により表示する。

(3)　有効期間は、当該欄に、「何月何日カラ何日間」の例により表示する。

(4)　指定券の場合の指定内容は、太わく内の第３行目の左欄に、「何月何日ひかり何号何時何分発何号車何番何席」の例により表示する。

(5)　団体乗車券の場合は、別表第２号の２に定める行程表又は席番表に必要事項を表示して添付する。

(6)　備考欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(3)　第３種

表

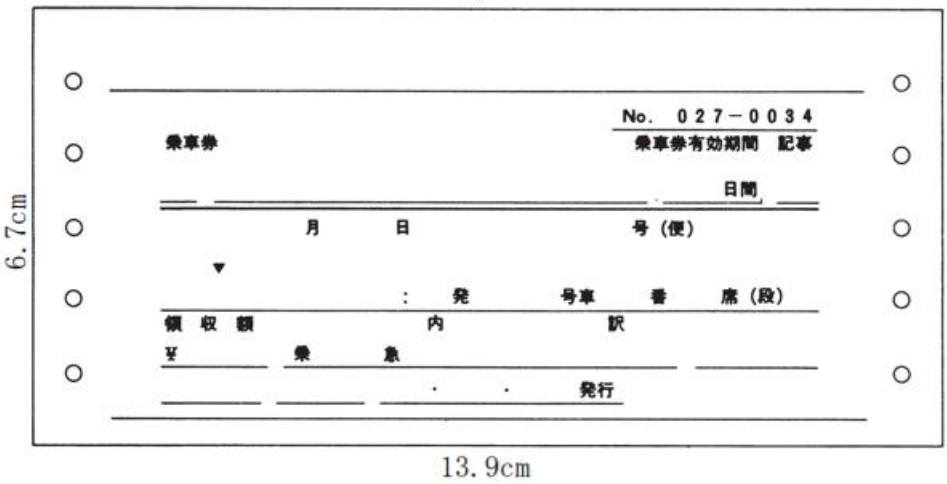

裏

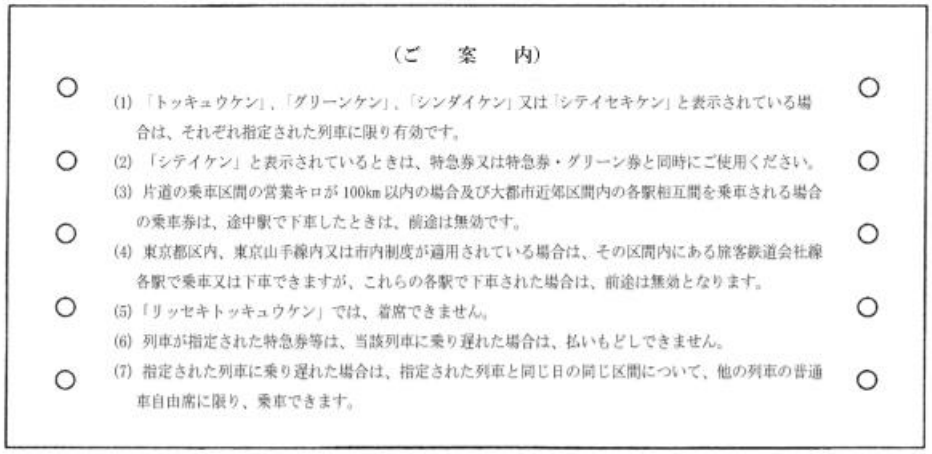

（ご　案　内）

(1) 「トッキュウケン」、「グリーンケン」、「シンダイケン」又は「シテイセキケン」と表示されている場合は、それぞれ指定された列車に限り有効です。

(2) 「シテイケン」と表示されているときは、特急券又は特急券・グリーン券と同時にご使用ください。

(3) 片道の乗車区間の営業キロが 100km 以内の場合及び大都市近郊区間内の各駅相互間を乗車される場合の乗車券は、途中駅で下車したときは、前途は無効です。

(4) 東京都区内、東京山手線内又は市内制度が適用されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車された場合は、前途は無効となります。

(5)「リッセキトッキュウケン」では、着席できません。

(6) 列車が指定された特急券等は、当該列車に乗り遅れた場合は、払いもどしできません。

(7) 指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車と同じ日の同じ区間について、他の列車の普通車自由席に限り、乗車できます。

備考　(1)　乗車券類の種類は、第１行目に、指定席特急券の場合は「トツキユウケン」の例により、かたかなによつて表示するほか、小児に対して乗車券類を発行した場合は「ーコドモー」と表示する。

(2)　乗車区間又は有効区間は、第２行目の左方に、かたかなによつて表示する。

(3)　指定券の指定内容は、第２行目の右方に表示する。

(4)　普通乗車券と他の乗車券類とを１葉で発行した場合は、第１行目の左方に「０」を付して、「０トツキユウケン」の例により表示する。

(5)　記事欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(4)　第４種

備考　(1)　乗車券類の種類は、第１行目に普通乗車券の場合は「乗車券」、普通急行券の場合は「急行券」の例により表示する。

(2)　往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。

(3) この様式は必要に応じ変更することがある。

(5)　第５種

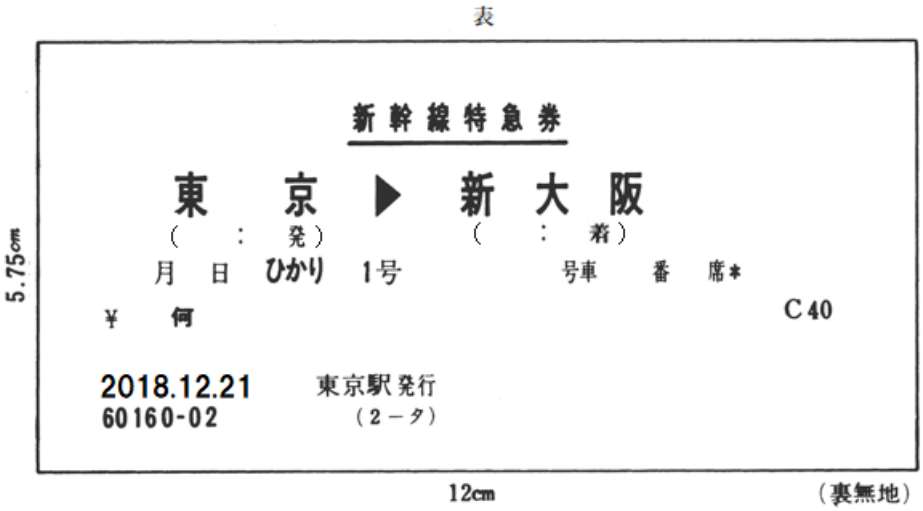

備考　(1)　乗車券類の種類は、第１行目に指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示する。

(2)　小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。

(3) この様式は必要に応じ変更することがある。

(6)　第６種

備考　(1)　定期乗車券の種類は、第１行目に通勤定期乗車券の場合は「通勤定期」の例により表示する。

(2)　小児用の定期乗車券に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税等の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。

(3)　この様式は必要に応じ変更することがある。

第８節　特別補充券の様式

（特別補充券の発行）

第 224 条　特別補充券は、この章の第１節から第７節までに規定する乗車券類として発行するほか、払戻証明等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

２　特別補充券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　一般用

イ　駅用（出札補充券、改札補充券及び料金専用補充券）

ロ　車内用（車内補充券）

(2)　特殊区間用

(3)　乗車変更専用

（一般用特別補充券の様式）

第 225 条　一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　出札補充券及び改札補充券

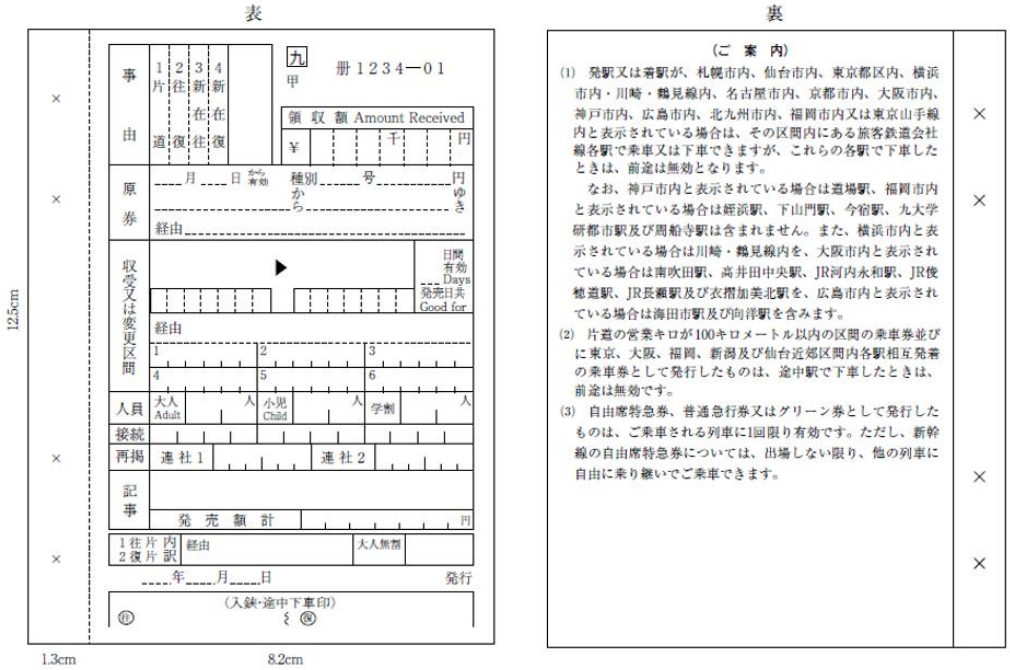

備考 (1) この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあつては、表面の「東京駅㊥発行」を「東京駅㊙発行」と表示し、また、共用とするものにあつては、「何駅発行」の例によつて表示する。

(2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

(2) 料金専用補充券

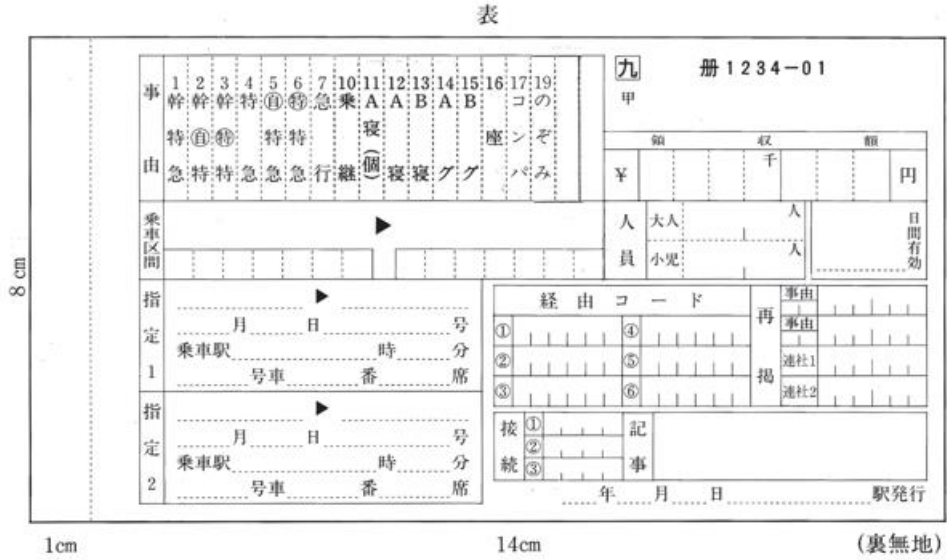

(3) 車内補充券

表

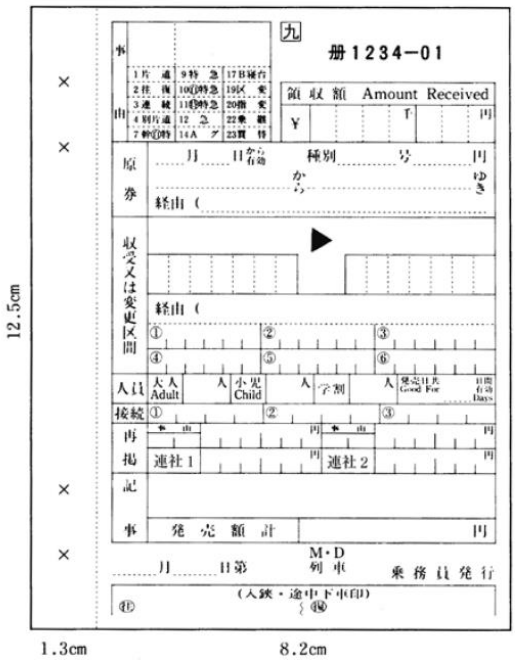

裏

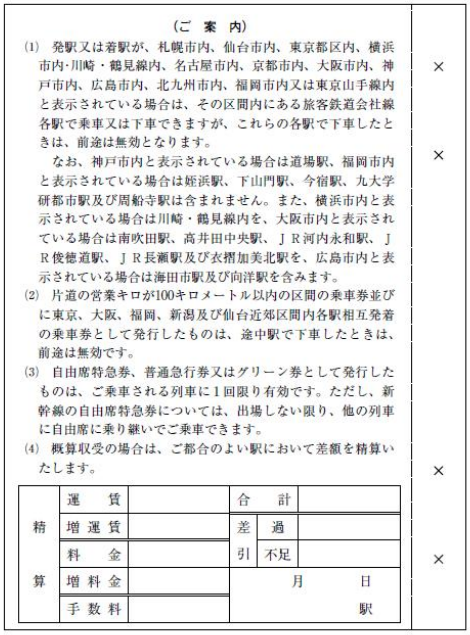

備考　必要に応じ、指定欄を印刷する。

（特殊区間用特別補充券の様式）

第 226 条　特殊区間用特別補充券の様式は、次のとおりとする。

駅名式大人小児用

表

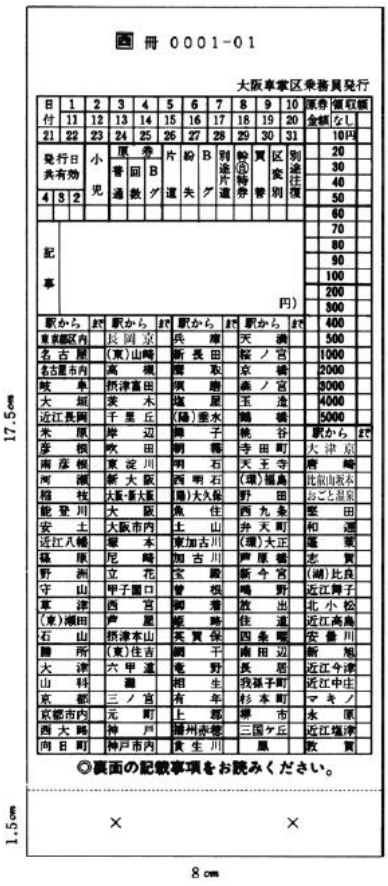

裏

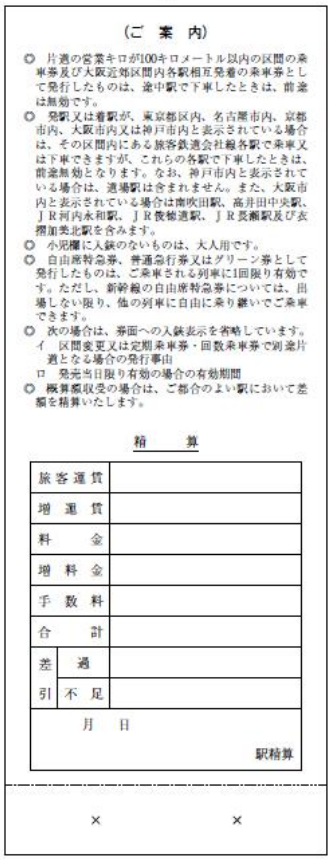

（乗車変更専用特別補充券の様式）

第227条　乗車変更専用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　区間変更用

イ　乗車券用

(ｲ)　硬券式大人小児用

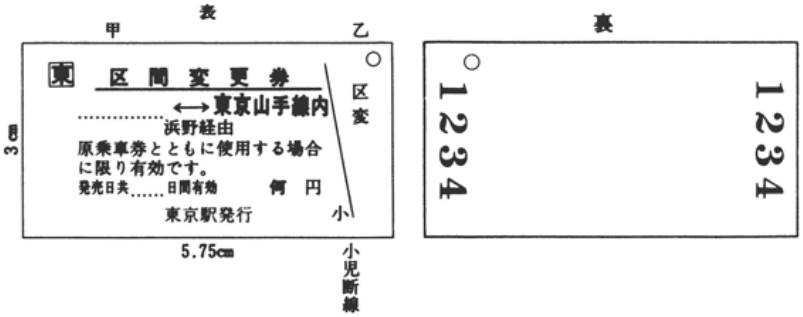

(ﾛ)　軟券式大人用・小児用

備考　必要に応じ、一部様式を変更することがある。

ロ　急行券用

大人小児用

(2)　種類変更用

大人小児用

(3)　別途乗車復路用

イ　硬券式大人小児用

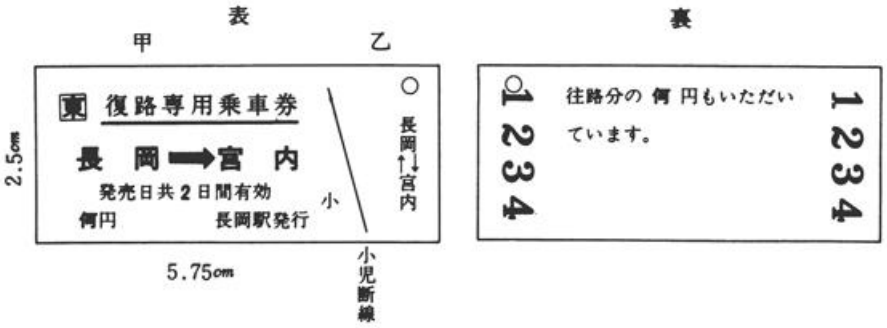
表
甲
乙
東 復路専用乗車券
長 岡➡宮 内
発売日共2日間有効
何円
長岡駅発行
小
○ 長岡↔宮内
小児断線
2.5cm
5.75cm
裏
往路分の 何 円もいただいています。
1 2 3 4
○1 2 3 4

ロ　軟券式大人用・小児用

表
西 冊No. 123 № 0001
復路専用乗車券
年 月 日
東 舞 鶴➡西 舞 鶴
発売日共2日間有効 何円
往路分の何円もいただいています。
東舞鶴駅発行
×
×
5.5cm
1.5cm
5cm
（裏無地）